

## むつ市議会第214回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成24年12月11日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）20番 佐々木 隆 徳 議員

（2）23番 菊 池 光 弘 議員

（3）9番 東 健 而 議員

（4）6番 目 時 睦 男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	5番	川	下	八十	美
6番	目	時	睦	男	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹	二郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ち	よ	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

4番 佐々木 肇

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
選挙管理 委員会 委員長	畑	中	政	勝	農 業 委 員 会 長	立	花	順	一
総務 政策 部長	伊	藤	道	郎	財 務 部 長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次郎	保 健 福 祉 部	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松	夫	建 設 部 長	鏡	谷		晃
川内 庁舎 長	布	施	恒	夫	大 畑 庁 舎 長	工	藤	治	彦
協野 庁舎 所長	猪	口	和	則	会 管 総 政 理 出 納 室 長	大	橋		誠
選挙管理 委員会 事務局長	氣	田	憲	彦	監 事 査 務 局 員 長	星		久	南

農委會 農務局 局長	山	口	勝	美	教育部長	齋	藤	秀	人
營企 水	齊	藤	鐘	司	建設部 調整部 務官	清	藤	巡	一
公局下部 總政政推市室 策進連	花	山	俊	春	財政推 進	石	野		了
保福政推 社進	古	川	俊	子	保福副生課 社理福	工	藤	利	樹
經政推 濟進	笠	井	哲	哉	經副農課 濟理水	二本	柳		茂
建政推 設進	吉	田		正	川副管 內理課	松	本	大	志
川副產課 內理業	福	島		伸	教委事政推 員務進	小	鳥	孝	之
教委事副學課 校教	室	館	幸	一	總政總 務課	柳	谷	孝	志
總政總 括	野	藤	賀	範	財政課 部長	氏	家		剛
保福介課 社福	井	田	敦	子	經農水總 括	二本	柳		茂
建土 木	下	山	房	雄	建土總 括	佐	藤	節	雄
大市課 畑民	大	厨	音	彦	大產課 畑業	坂	井		隆
協戶產建總 括	宮	本	広	治	教委事總 務課	松	宮	康	則
業會長 業長道長 務部策監 務部策監 務部策監 務部策監 舍事設長 育會局事育長 務部課幹 健部社長 部長 舍社長 沢舍業課幹									

育会局習長  
員務学  
教委事生涯課

山 崎 幸 悦

部課查  
設木主  
建土主

柳 谷 真 吾

舎民課查  
畑 庁 社  
大市福主

荒 木 正 広

育会局校課幹  
員務育主  
教委事学教総括主

久 保 田 正 裕

育会局課查  
員務務主  
教委事総主

畑 中 涉

務部課查  
策務  
総政総主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主任主査

須 藤 徹 哉  
濱 田 賢 一  
石 田 隆 司

次 長  
主任主査  
主 査

柳 田 諭  
小 林 睦 子  
村 口 一 也

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日本会議終了後の議会運営委員会において、12月14日に議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、東健而議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

## ◎佐々木隆徳議員

○議長（山本留義） まず、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。20番佐々木隆徳議員。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） おはようございます。一心クラブの佐々木隆徳です。

ことしも、あと20日ほどとなりましたが、昨年

の東日本大震災で被災された人たちが、今なお仮設住宅で生活されている姿を、この師走に入り、たびたびテレビで放送され、2度目の冬を迎え、先の見えない不安と闘いながら日々の暮らしに追われている被災者の様子を見るにつけ、復興のおくれを痛切に感じ、腹立たしくさえ思っているところでもあります。今は、まさに衆議院議員選挙の真っ最中ではありますが、選挙後はただちに政治の力を結集し、一日でも早く復旧復興を最優先に行うべきと願う次第であります。

それでは、むつ市議会第214回定例会に当たり、2項目7点について質問いたします。

下北の未来は道にあり、海にあり。下北の未来は道にあり、海にあり。これは、数年前にむつ市内でのある会合で、県知事の三村知事が述べた言葉であります。申すまでもなく、道は下北管内の道路網の整備であり、海は漁業振興を意味し、この2つの整備や振興が図られることによって、下北の未来は明るいとの考えを述べられたものと思います。

そこで、質問順序は道と海が逆となりますが、初めに脇野沢産マダラの販売対策と振興について伺います。毎年冬の風物詩となっているマダラをとる網を立て込みする場とりは、予定されていたきのう10日は天候が悪く中止となり、きょう実施され、今月の中ごろから本格的に水揚げが期待されているところでありますが、昨年発生した3.11の大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、ことし2度にわたり青森県の太平洋沖で漁獲されたマダラから、国の基準値を超える放射性物質が検出され、出荷制限が行われてきたところでもあります。幸い現在は出荷制限が解除され、本県の太平洋海域での通常の操業が行われ、マダラは市場に出回っていますが、これらのことから、これから漁期を迎える私の地元脇野沢では、水揚げしたマダラが流通面や価格面などでどの程

度の影響が出るのか、漁協はもちろん、漁業者も大変心配しているところであります。現に昨年の年末は、放射性物質が検出されていないにもかかわらず、マダラの操業期間の中で最も価格が高騰する時期に、漁業者が驚くほどの安値だったと伺っております。消費者の不景気による買い控えや魚離れなのか、また一番心配する風評被害なのか、原因は不明とのことではありますが、いずれにしても漁業者の操業意欲が今までとは違い大変低いという印象を受けております。漁業が基幹産業の脇野沢地区においては、マダラ漁は漁家経営の安定を図るためには欠くことのできないものとなっております。前段で述べたこれら漁業者の不安や消費者の不安を少しでも払拭し、さらには脇野沢産マダラのPRをいたしたく、市の考えを問うものであります。

そこで、質問の1点目は、脇野沢産マダラと太平洋産マダラの違いについて、市長はどのような認識を持っておられるのかお伺いいたします。

2点目は、脇野沢産マダラ、または陸奥湾産マダラの安全を証明するため、放射性物質の検査体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、3点目の脇野沢産マダラの安全安心の取り組みについてであります。安全ということを経済者に対してどのように理解してもらい、そしてPRするのか、また市の取り組みについてお伺いいたします。

そして、最後4点目は、脇野沢産マダラの増殖対策についてであります。脇野沢村漁業協同組合では、昭和50年代の中ごろから、マダラの増殖事業にいち早く取り組み、漁業経営の安定に努めてきたところであります。平成元年の1,300トンピークに年々水揚げが減少し、平成6年に100トンを下回ってからは、その後10年以上も2桁前半の微々たる水揚げが続き、マダラ漁を操業する

漁業者も年々減り続け、今は最盛期の約半分程度の船数となっております。しかしながら、数年前から徐々にではあるものの、水揚げが回復傾向にあり、これを何とか維持するためにも、市としてもマダラの増殖対策を今まで以上に継続して行うべきと考えます。そこで、これまでの取り組み状況と今後についてお伺いいたします。

次に、道路行政について伺います。1点目は、大湊バイパスについてであります。このことにつきましては、合併後たびたび一般質問が行われてきたところであり、これまでの状況と今後の見通しについて、単刀直入にお伺いいたします。

2点目は、国道338号松川一蛎崎間の狭隘箇所及び通称七曲地区急カーブの改良についてであります。このことも以前同僚議員が一般質問した経緯がありますが、脇野沢から夏場で約1時間弱、冬期間で1時間20分前後を要し、地域間格差を最も実感する時間でもあります。私は、市役所から最も遠い地区の議員として、折あるごとに要望してまいりますが、この狭隘箇所及び急カーブの改良についてどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目は、市道渡向6号線の延伸についてであります。この市道は道幅が狭く、車1台がやっと通れる程度で、なおかつ袋小路となっております。そして、この道路の終点から約30メートル先には県道九艘泊脇野沢線が通り、目の前には脇野沢診療所が建っており、このことから付近の住民は、道路がないにもかかわらず、個人の住宅敷地内を通らせてもらい通院しているところであります。

また、この地区は土地が低く、豪雨などのときには水がたまりやすく、災害時の避難路確保のためにも道路延伸の要望があり、市長の見解を伺い壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、脇野沢産マダラの販売対策と振興についてのご質問の第1点目、脇野沢産マダラと太平洋産マダラの違いについてであります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本年6月と8月の2回にわたり、青森県太平洋沖で漁獲されたマダラから、国の基準値を超える放射性物質が検出され、約2カ月間出荷が制限されたところでもあります。このことから、むつ市管内の中でマダラの漁獲依存度が最も高い脇野沢村漁業協同組合においても、今後その影響が特に心配される場所ではありますが、脇野沢地区で漁獲されるマダラの主流は、陸奥湾産卵群マダラと称され、陸奥湾でふ化した稚魚が津軽海峡から太平洋沿岸の大陸棚斜面を通過して北上し、数年後再び産卵のため陸奥湾に回帰するものと考えられております。

これに対し、さきに放射性物質が検出された海域のマダラは、太平洋北部来遊群と称され、茨城県から北海道の太平洋海域内において回遊移動するものと考えられており、陸奥湾産卵群と回遊海域が異なるため、脇野沢産マダラから国の基準値を超える放射性物質が検出される可能性は極めて低いものと考えられております。今後は、その回遊する海域の違いを消費者に対し周知を図っていくことが重要であると認識しているところであります。

次に、ご質問の第2点目、脇野沢産マダラの放射性物質の検査体制についてであります。東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、青森県及び各漁協では、水産物のモニタリング調査を実施してきており、その中で陸奥湾産マダラについては本年の1月に2回と2月に1回の計3回にわたり調査しており、その結果安全性は確認されて

いるところであります。今年度においても、青森県では、マダラの安全性を担保するためモニタリング調査を密にしているところであり、今後漁期を迎える陸奥湾産マダラについても、週1回程程度の割合で調査することとしております。なお、その費用は国・県の負担となり、その結果については青森県のホームページで公表されることとなりますが、市としても市のホームページにて随時検査結果を公表し、その安全性を周知してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第3点目、脇野沢産マダラの安全安心の取り組みについてであります。佐井村と脇野沢村の両漁協では、消費者が同じ青森県産のマダラというイメージを持つことによる風評被害も考えられることから、国・県のモニタリング調査のほかに、必要に応じ漁協単独での検査を実施し、流通、販売業者に対し安全性を証明していくことも申し合わせしているところであります。また、脇野沢村漁業協同組合では、今年度よりむつ市・川内町・脇野沢村3漁協協議会で作成した脇野沢産マダラを表示したタグをマダラに装着することにより、他地域産との差別化を図り、価格の向上並びに販売の促進、さらには本年脇野沢地区で行われるタラ網の場とり等におけるマスコミの取材時に太平洋産マダラとの違いをPRしていくことも伺っております。

先ほど佐々木隆徳議員壇上でお話しのように、本日場とりが決行されました。昨日の予定は、しけでできなかったということでございまして、またあすもその場とりが行われるということでございますので、さまざまな報道を通しまして安全性をPRしていきたいと、このように思います。市では、これらの取り組みに対し、漁協との連携を密にし、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、脇野沢産マダラの増殖

対策についてであります。脇野沢村漁業協同組合では、長年にわたりマダラ増殖事業への取り組みが行われてきており、現在でも県や市と連携した取り組みが継続されております。その内容は、種苗放流事業の展開による資源量の増大並びに放流効果の把握に努めるほか、放卵、放精後の親魚及び小型魚の再放流などの資源管理も行っているところであり、しかしながら、近年の漁獲量は100トンに満たず、低水準で推移していることから、今後陸奥湾産マダラの資源回復を図っていくためには、適切な資源管理と種苗放流の増大が重要であると認識しているところであります。市では、平成21年度よりマダラ種苗生産事業を柱とした栽培漁業総合振興対策事業に対し助成を継続しており、今後とも資源回復に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、脇野沢産のマダラは、青森県の冬の味覚に欠かせない特産品であり、「むつ市のうまいは日本一」をPRしていくうえでも重要な産品であると認識しているところであり、今後とも青森県及び漁協との連携を密にし、マダラ資源の回復並びに販売対策について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路行政についての1点目、大湊バイパスの今後の見通しについてお答えいたします。大湊地区バイパスは、全体延長4,890メートルのうち、市道釜臥線から市道スキー場線までの延長1,220メートルが、水源池大橋を含め平成19年度に完成し、大湊補給所付近の起点から市道釜臥線までの1工区延長1,080メートル及び市道スキー場線から大湊浜町までの2工区延長2,590メートル、合わせて3,670メートルが未整備となっております。現在青森県において大湊浜町側の2工区から重点的に整備を進めておりますが、平成23年度から用地取得に着手しており、本年11月末現在

で約36%の用地取得が完了し、今後も引き続き用地買収を進めることとしております。

市では、これまでも大湊バイパスの全線早期完成に向けて下北総合開発期成同盟会の重点要望や市町村長会議への提言など、青森県や関係機関に対し要望活動を続けておりますが、災害時の避難道として特に整備が急がれる路線であると認識しております。今後さらに整備を加速していただくよう青森県に対し強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、国道338号狭隘箇所改良についてであります。むつ市議会第210回定例会において、東議員のご質問に回答しておりますように、国道338号の松川から蛸崎間は、火災や水害による土砂崩れ等で一時的に交通が遮断されたこともあり、また大型車両が容易に交差できない宿野部橋西側狭隘箇所及び急カーブにつきましても、市町村合併以前から道路を管理する県に対し整備を要望してきており、平成19年度には宿野部地区と蛸崎地区の整備ルートの検討が行われたものの、事業化のめどが立っていない状況であります。

現在宿野部においては、融雪溝整備事業が行われており、平成25年度からの供用開始予定と伺っておりますので、幾らかでも冬期間の円滑な交通確保につながるものと考えております。

松川地区においては、松川橋付近の狭隘箇所約220メートルについて、交通安全施設整備工事が実施され、歩道の整備とともに車道が2車線確保される予定となっております。

また、通称七曲地区急カーブの改良につきましても、松川から蛸崎間の狭隘箇所の改良とともに、下北総合開発期成同盟会の青森県に対する重点要望で強く働きかけているものの、他の工区の進捗を見て検討するとの回答にとどまっている状況であります。

市といたしましては、西通り地区唯一の国道の安全確保のため、引き続き強く県に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、市道渡向6号線の延伸についてであります。この路線は川内町商工会脇野沢支所交差点を起点とし、延長115メートルの行きどまりとなっている路線で、沿線には8軒の住宅が連なっております。市道を延伸し、県道九艘泊脇野沢線に直結できないかとのことであります。市道終点から県道までの約26メートル区間は私有地となっており、延伸するとなりますと住宅の立ち退きを必要とすること、利用者が数軒であることを踏まえ、延伸につきましては非常に難しいものと考えております。隣接しております市道渡向3号線が県道九艘泊脇野沢線と接続されておりますことから、脇野沢診療所への通行には支障がないものと考えております。

また、雨水対策であります。この地区は土地が低いことから、満潮時には脇野沢川からの逆流により側溝があふれることがありましたが、河川改修の実施により、新旧河川の分流点と合流点の水門が完了しましたことから、河川からの逆流はなくなっております。しかし、豪雨時の対策につきましては、どのような排水工法がいいのか調査検討中でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 順序は逆になりますけれども、初めに道路行政について伺います。

これまで下北半島縦貫道路が最優先されまして、何かしら大湊バイパスはおおきにされてきたというふうな感じを受けております。その点、今私が述べたことにつきまして、市長はどのように感じているのか伺います。

下北半島縦貫道路、指定を受けてから18年とい

うふうな期間がかかっていると、そしてようやく60キロのうち約3分の1、20キロ弱がこの間完成したわけですけれども、金と時間がかかるというのは重々わかりますけれども、今の大湊地区バイパスにつきましては総コースが短いと、そういうふうな形の中で何か取り残されているような感じをずっと受けておりますので、その点につきまして市長のお考えを伺います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大湊バイパスが取り残されているという感想をお話しなさいましたけれども、実は私もそのように感じております。よって、どういふふうな形で下北半島縦貫道路早期完成、そしてまた未指定区間の指定をしてもらおうか。一方で大湊バイパス、非常にこれは合併前、隣町に行くために、そして隣の村に行くためには道路が1本しかないというふうなことは、国・県にかなり強く申し上げております。そしてまた、海上自衛隊大湊地方総監部、所在もしております。そういうふうな形で、5時ごろから非常に混むというふうなこと、こういうふうなことも伝えておりますし、また距離が短いというふうなこともあります。大湊バイパスが。ですから、これは両建てでしっかり攻めていかなければいけない、要望していかなければいけない事案であると、このように思い、先般も県に対して直接こちらのほうに出向いていただき、県土整備部のほうに、こちらに出向いていただき、進捗状況と、そして強く要望をしておるところでございまして、そういうふうな形で現在強力に要望活動を展開しているということでご理解をいただきたい、このように思います。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 大湊バイパスにつきましては、市長の考えわかりましたので、次に移ります。

国道338号松川一蛸崎間の狭隘箇所及び通称七

曲地区急カーブの改良につきまして、これは当然のことでありますけれども、生活基盤の基本は道路だと、そのように思っております。地域間格差の是正にも、第一に道路網の整備を必要と考えます。この地域間格差是正、そしてまた道路の整備、特に西通り地区の整備につきましては大変重要であり、また避難道の関係もありまして、整備すべきと。早急とは言いませんけれども、やはり今の下北半島縦貫道路のような、ともすれば高速道路みたいな感じの考え方でありますけれども、要は狭いところを広くしていただければいいというふうな考え方でずっとおりますので、その点につきまして、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 桧川地区、そしてまた通称七曲地区、私も庁舎を回る際に、冬場も非常に大変な状況であるというふうなことを認識し、この部分においては桧川橋付近の狭隘箇所、これについては交通安全施設整備工事が今実施され、歩道の整備、車道が2車線確保というふうな予定となっていると、こういうふうに向っておりますし、七曲地区、この部分については期成同盟会のほうで強く要望、また過去に重大事故も発生しております。そういうふうなところで強く要望しております。

佐々木隆徳議員、冒頭地域間格差というふうなお話がございました。その中で私も、この部分においては本当にこの下北半島、むつ市の中でも地域間格差、そして青森県の中でもこれはむつ下北地域間格差、これがあります。そして、全国の中でもこの下北半島、この部分においては地域間格差が非常に著しいものであるということ、これは国土交通省及び東北地方整備局、こちらのほうには強く訴えをして、さまざまな形でこちらに出向いていただいて、現状を見ていただくようなアプローチも現在しております。

私は、この部分において、かつて先人たちが、貧しさを憂えるのではなくて等しからざるを憂えるというふうにお話をした先人がございました。まさしく等しからざるを憂えているというふうなこと、そういうふうなところを強調していかなければ、この道路、道ということの地域間格差、これはなくなるもの、このように思いますので、佐々木隆徳議員、そしてまた議会からのお力もいただきながら、この地域間格差、道路についての地域間格差、こういうふうなところを強力にアピールしていく必要があるものと、このように認識をいたしておるところでございます。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） ちょっと言葉に語弊があるかも知れませんが、国道279号、北通り地区、大間町までの道路は、ともすれば大間原子力発電所、または中間貯蔵施設、その関係で黙っていても整備されるのではないかなと、ところが西通り地区は、先ほど言いましたように、何か取り残されているような感がするというのは、そこら辺です。一昔前の北通りの道路状況、たまたま行ってびっくりするぐらい整備されています。その点につきましては、10年、20年前と何ら変わらないというのが西通り地区だと思っています。市長は、ご自分で運転されない、後ろに乗っているというふうな感じでありますけれども、私はきょう来る段階でもかなりな、七曲地区であれ、そういった部分も、対向車が来ればとまっていると、それでも国道なわけです。西通り地区の狭隘箇所、対向車が来ればとまる、それでも国道だというふうな内容で、救急車に乗っても1時間。脑梗塞、心筋梗塞、1分1秒を争うような状況でもやはり1時間、1時間20分、今の段階でいけば大体1時間20分ぐらいです。市長へのお願いは、命を守るためにも道路整備を声高く県に訴えていただきたいと。その声高く訴えていただきたいということ

を思いますが、もう一度市長のお考え、お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まさしく道というふうなのは、命をつなぐ道であるというふうな、この部分では強く訴えております。例えば国道279号、そして下北半島縦貫道路、そして大間町までの延伸、そういうふうな部分では原子力エネルギー政策、この部分、そしてまた命をつなぐ道。この命をつなぐ道というふうなのは、今佐々木隆徳議員お話しのように、救急医療の部分、こういうふうなものも当然あります。そしてまた、この北通り方面からの、そして下北半島縦貫道路は避難の道、これは命をつなぐ道になるわけでございます。そういうふうな部分でのアピールを重ねてまいっております。

当初は、避難というふうな言葉を使ってはいけなないと。私たち、たしか平成7年、平成8年ころ、国のほうに要望活動したときには、そういうふうな、ちょっと当時にすれば納得いかないような指導を受けたことがございました。ところが、去年の福島第一原子力発電所の事故以来、そしてその前から、このエネルギー政策に、国策に協力している。協力しているから、この道路を早くつくりなさいというふうな言い方になりました。そして、3.11以降は、まさしく避難道路、そしてことしの2.1の暴風雪、そういうふうなことも経験をし、本当にこの部分においては骨格となる下北半島縦貫道路、この部分は命をつなぐ道、そして産業を支える道というふうな形でアピールしております。しかしながら、では西通り地区はどうかというふうなこと。これは、まさしく昨日もお話をしましたように、万が一原子力災害が発生した場合、5万3,000人がどういうふうな形で避難をしていくのか、そういうふうなことを考えますと、これもまた命をつなぐ道でございます。そう

いう意味の避難路の意味もあります。

そして、また佐々木隆徳議員お話しのように、救急医療、医療の命の道、そういうふうな形の中でこれからさまざまな切り口、議会の中でお話、ご提言を承った内容をさまざま加味して要請活動は強力に進めていきたいと、このように思っております。

先ほどお話をしましたように、本当に合併前、隣町に行くのに道路が1本しかないというふうな、それは青森県では、私ちょっと調べたことがあるのですけれども、隣町に行く道路が1本しかないというのはこの地区だけだったと、こういうふうな当時伺いました。そういう意味で、しっかりとこの部分、改良を進め、そしてまた宿野部と蛸崎地区の整備ルート、平成19年度には検討が行われたというふうな事実もありますので、それらを整備しながら、さまざまな手法で要請活動を強めていかなければいけないものと、このように思っております。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 今の市長のお言葉ですけれども、木村守男知事の時代に、小沢の今のこっち側から行けば、むつ地区から行けば入り口、脇野沢地区からすれば出口になりますけれども、あそこら辺がかなりの狭隘箇所、3年、4年かけてやるというふうな計画の中で、木村守男前知事が現地を訪れまして、鶴の一声で、たしか3年計画だったと思っておりますけれども、1年で、要するに移転させ、そして今みたいになっている。その拡幅した道路状況で、本当に走っていても5分違うのです、むつ地区まで来るのに。ですから、先ほど松川、それから蛸崎、宿野部、あの狭隘箇所も改良すれば、5、5、5で恐らく10分、15分は黙っていても違うだろうと。もちろん大湊に入った段階では、また混雑するような形になるかと思っておりますけれども、通常で今単純に拡幅しただけで、

最低でも10分ぐらいの短縮になると。1時間と言いますけれども、本来道路の関係からいけば、脇野沢地区からむつ地区までは30分程度を希望したい。最大限その程度で、そうすればある程度はもう高齢者がどんどん、どんどんふえている状況で救急車が頻繁になります。ですから、先ほど言った命の道路というふうな形になります。改めて市長には、その旨お願いしておきます。

市道渡向6号線につきまして、状況は重々、私も質問しながらわかっているのですけれども、最低限雨水対策といえますか、豪雨のときの対策として、その工法を検討中というふうな形になりますけれども、少なからずその調査につきまして、できるだけ早目に実施していただきたい。そして、最低限水がたまるようなそのたまった場合の対策等を考えていただきたいというふうなことがありますので、市長、その点につきましてよろしく願いいたします。一言お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でお話ししましたように、民有地というふうなことで、軒先を利用させていただいている、通行の段階で、こういうふうなことの報告も受けました。雨水の部分につきましては、土地が低いというふうなことで、どういうふうな形で豪雨時の際。ただ、脇野沢の河川改修ということで、新旧の河川の分流点と合流点、この水門の工事が完了しましたので、河川からの逆流はなくなるだろうというふうなこと。ただ、豪雨時の際にはどういうふうな形で排水が工法としていいものかということは、もう調査を命じております。そういうことで調査を進めておりますので、ご期待に沿うような形で取り組んでいきたいと、このように思います。

ただ、民有地でございますので、その部分の縛りがあるということでもありますので、この部分は所有者の方々のご理解もいただかなければいけな

いものと思います。一方、むつ地区においてこういうふうな形で豪雨時の際に床上浸水等もあるというふうな、市内全域のことも考えていかなければいけないものであると。これは、国道、そしてまた県道、そういうふうな管理するところと協議をしながら進めていかなければいけない事案もございますので、この部分でのご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 今回の今の市道渡向6号線につきまして、質問した段階で、調査だけでも確実にしてもらおうと。例えば一日でも早く、一年でも早くしてもらおうような形になれば、とりあえずは質問の意味があったというふうな形で承っております。

次に、マダラに移りたいと思います。先ほど言いましたように、きのうのしけ、そしてきょう場とりが行われまして、去年の年末の話を先ほど壇上でいたしましたけれども、単価、ここ少なくとも10年くらいを比較した段階で、年末に、これはあくまでも単価の話ですけれども、単価というのは漁業者への支払い単価です。市販されている単価ではなくて、漁業者へ、例えば100キロとった段階でキロ幾らというふうな形の話です。それが見てびっくりするぐらいの価格でした。というのは、年末の3日、4日間で1,000円、タツタラ。むつ地区では雄というのですか、タツというのですか。

（「雄」の声あり）

○20番（佐々木隆徳） 雄のタラが、年末通常で、二十二、三日から年末までかけて1,000円切るといことは、今まで私もずっと見ましたけれども、そういう単価は出ていないのです。去年どういう関係か、とにかく700円、800円台で、雄のタラです。それがなぜかというふうな形になれば、もちろんわかりませんが、今脇野沢産と太平

洋産はタラが違ふと。本来2群でなくて3群あるのですけれども。そして、検査体制は万全だ、週1回程度は必ず検査するというふうなことで、あとは壇上でも述べましたが、風評被害により販売不振や価格の低迷が続いた場合の対応につきましてどのようなになっているのかお伺いいたします。

八戸の場合は、出荷規制がかかっていたために、被害補償が、俗に言う簡単に算出された。今ただ単価が安い風評被害、この算出根拠というのは物すごく難しいと思うのです。数年調べるとか。ただ、また短期間になりますので、金額も大したことないと。ですから、とりあえずは風評被害が出た段階での対応はどのようなになっているのかということをお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 風評被害による販売不振、価格低迷というふうな場合、この対応をどうするのかというお尋ねだと思いますけれども、この場合は青森県漁連を通じまして損害賠償、この請求はなされ得るものと、このように理解しております。その請求に当たっては、早期に支払いされるよう漁協及び青森県並びに県漁連とともに連携を密にして協力していきたいと、このように考えております。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 市長、参考までにお聞きいただきたいと思いますが、旧脇野沢村の時代に、平成12年ごろだと思いますけれども、私議員になって1年経過したあたりですけれども、タラもなく、回遊魚もなく、そしてホタテもたしか価格が安く、漁業者も本当に四苦八苦している状況が続いていたところ、それでちょうど信用事業も1県1信用事業という形で統合した段階で、プロパー、要するに自前の貸し付けができなくなるような形で、それで当然苦しいわけで、不良債権、延滞等が発生した段階では、もう貸し付け一切で

きないというふうな状況になっていった状況で、当時の村に、名前はたしか漁業経営緊急対策運転資金というふうな条例を制定していただきまして、単純に言いますと、今の農業公社の5,000万円ですか、それを貸して、単年度でまた返すというふうな形、それと同様な考え方で、漁協に一番最初は1,000万円貸し付けしまして、漁協では50万円ずつ20漁業者、年々1,000万円が1,500万円になり、最後は合併前までは2,000万円だと思っておりますけれども、そのような形での繰り返し。もちろん徹底した形での、強制的な形での回収したこともありますけれども、延滞は一件も発生しなかった、5年ぐらいそれが続いたというふうな形です。むつ市でいけば、漁業者がどのぐらいの割合かと重々わかっていますし、全体で2次産業、3次産業のほうが多いというふうな形もありますので、今私が言った対策対応というふうな形はできないかと思っておりますけれども、私が今言った考え方といいますか、その点について、市長の今の所見を伺いたいと思います。やってくださいというふうな話ではないのです。要するにあくまでもそういう対応も可能ではないかという私の提案です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうには、タラの価格が下がる、不漁というふうなことでのお話ではないかと思うのですけれども、全般に漁獲量の低下、そして魚価の低下というふうなことで、漁協の経営というふうなことになってきた場合、そしてまたそれぞれの漁業者の方々の状況が、非常に困窮度が増してきていると、資金繰りも大変であると、こういうふうな場合の想定をなさってのお尋ねかと思っておりますけれども、その際には漁協を通じていただき、我々のほうに申し出いただき、そしてまた行政としては各関係機関との協議を踏まえた中で、それは十分検討はさせていただく場面も出てくるものだと、このように思っております。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） きょうは、タラに関しまして、私も元漁協職員ということで、脇野沢地区のPRマンとして少しの時間、まだ若干余裕ありますので、鱒の里の歴史というふうな形で、市長、少し休んでいて結構です。質問ではありませんから。

脇野沢の時代、ちょっと調べて見ました。歴史をひもとくほどの知識も私ないもので、ちょっと数点だけメモしながら。

古くは、文献に残っているのは、今の脇野沢でタラがとれるようになったというのは、江戸時代の中ごろから漁業が盛んになったというふうな文献でありました。そしてまた、明治22年のあたりにもかなりの数量がとれたというふうな記録が残っているそうです。最近の例で、最近といいますか、年号は変わっていますが、昭和8年にタラが大漁、今で言う大々漁ですか。そして総水揚げ250万尾。キロ換算しますと、大体1万トンです。平成元年に戦後最高水揚げされたのが1,300トンですから、その1万トンというのはどのぐらいの規模量になるか。そして、昭和9年に脇野沢で153軒の大火がありました。焼失した大火がありまして、その年すぐに本村の中心部はコンクリート舗装。当時でも、旧3市以外でいけば、本当に数えるほどしかない早いコンクリート舗装がされた。恐らくは、旧脇野沢村、コンクリート舗装するだけの余裕があったというふうな裕福な村だったと、そのように思っています。

そして、それからずっと、ある程度増減ありますけれども、昭和19年、戦時中、タラがまた大漁しまして、100万尾の水揚げということで、キロ換算しますと、大体4キロから5キロ、4.5キロ程度でありますけれども、4,000トンになります。先ほど戦後最大といった1,300トンが、昭和19年のあたりでは4,000トン水揚げしていると。その

ときには、旧脇野沢村が軍に飛行機を献上したと、寄附したというふうな記録も残っています、写真もありますけれども。そして、それから数年たちまして、昭和二十四、五年のあたりに突然の大不漁と。私たちが生まれる昭和二十七、八年後半のあたりからは、もう皆無に等しいぐらいの量になったと。

笑い話でうちの親父から聞いたことがありますけれども、税金払えないで家に赤紙張られたというふうな、何のことかちょっとわからなかったのですけれども、要するに赤紙というのは戦争に行くときの召集かと思ったら、税金滞納の赤紙だそうで、ご飯を入れるおひつ、船でタラ漁に行きますと、今みたいに機械化されていまして、大体六、七人、最低でも5人ぐらい乗って、櫓をこいだり何かして行くのが当時のタラ漁なのですけれども、ご飯入れるおひつってわかりますか。ジャーが古くなったようなあれで、布で囲んでいくと。そのご飯を持っていったおひつに、帰ってくれば札が束になって入ってくる。それが一日二日ではなくて、ほぼ漁に行けば毎日のように、なぎの場合、天候がよければ毎日のように。ですから、ご飯を入れるおひつが、最初は小さかったのが、どんどん奥さん方が大きくしたとか、財をなした時代というのは、そういったものでしょう。

私は、漁協にいまして、最盛期で800トン、1,000トンとれたあたりにたまたま漁協にいた段階で、しょっちゅうほかのほうから視察に来る団体がありまして、なぜ脇野沢のタラがおいしいかと。これ今本当にPRしたい。もし議長、私の言葉で語弊があったらいつでもストップかけてください。

○議長（山本留義） では、なるべく質問してください。

○20番（佐々木隆徳） いいです。私は、きょうPRマンです。

脇野沢のマダラがなぜおいしいか。タラというのは、日本全国どこでもとれるのです、通年。いわゆる日本海は北陸から、また太平洋側は千葉県、茨城県のあたりからですけれども。陸奥湾にタラが入ってくるというのは、産卵のために入ってくるわけです。ですから、私の持論です、人間に例えるならば、20代、30代、40代、女性でいきますと、20代、30代、40代、もちろん雄でも同じようなあれです。ですから、身が引き締まって、要するに人間とすれば最高の時期、タラも同じだと思います。ですから、北海道、またはほかでとれた身の柔らかいのと違って引き締まったタラということで脇野沢のタラがおいしいという、私はその理屈で何人にも伝えております。

それから、あと1点ですけれども、雄、雌の価格、昔は雌のほうがずっと価値があったわけです。例えば雌が1,000円とすれば、雄はその半額ぐらいでした。それが昭和60年ごろまで続いたわけです。なぜ価格が逆転したか。要するに1,000トン、それから1,300トンとった段階で、今考えれば二東三文程度の単価でどんどん、どんどん津軽市場、津軽方面に出荷されたわけです。今まで食べたことのない人たちが、安いもので、タラを食べるようになった。そして、白子の食べ方、俗に今の刺身ですか、そういう食べ方を覚えたら、それがどんどん、どんどん普及しまして、タツタラ、俗に言うタツの刺身といいますか、ああいうふうな形でタツタラの値段が上がって、今みたいに価格が逆転したと。そういうふうなことでお伝えいたしたいと思います。

一生懸命増殖事業に力を注いでも水揚げが不安定と。ここら辺、1点だけ、なぜ水揚げが一定しないのか。この辺ちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。

生活が向上しまして、湾内一円から生活排水が流れてくる。そして、100億円産業となったホタ

テ養殖事業、私もいろんな形で調べたことがありますけれども、ホタテの施設の下がヘドロ状態になるわけです。いわゆるホタテのふんですけれども。海底に行ったとして、足を踏めば20センチ、30センチそのまま下がっていくと、そういう状態で、マダラは陸奥湾に産卵にしに来ると。どんどん湾内が汚れているような状況になっていますので、サケと同じく、きれいなところでないと産卵しないのではないかと。そういう感覚でいきますと、年々一生懸命増殖事業やったとしても、回遊がどうか、そういうふうな思いであります。

あと1点は、海水温の上昇、これ1度違っててもかなりなそういう影響を受けるというふうな形になっていますけれども、脇野沢地区でことしも、これは湾内ですけれども、養殖ホタテが成長のおくれによって水揚げの減少とか、回遊魚の極端の不漁等によって平年水揚げが5億円だそうですが、それがほぼことは1億円ぐらい減少すると。それでもマダラの増殖事業は当然のこととして実施すると。きのう漁協の参事と話ししましたけれども、年間で250万円から300万円かかるそうです。なぜそのぐらいとすれば、ふ化させて、大体放流が6月ごろまでふ化させて養殖すると。餌はワムシというか、プランクトンです。その当時は、私がいた当時は、プランクトンの生産が大変難しいというふうな状況で、かなり金かけて、その技術を担当者が完成させたのもありますけれども。市長、200万円、250万円です。今100万円、タラという形ではないそうですけれども、その点確認しておきますけれども、補助事業、増殖事業にたしか100万円、今の漁協に補助しているということでありますけれども、確認です。増殖事業全体に対してと伺っておりますが、そのとおりで間違いはないですか。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（猪口和則） 議員おっしゃると

おりでございます。間違いありません。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 要するに100万円そのものを、今のタラにだけ使うというふうな形ではないのですか。もう一点確認します。それは、当面継続していただけるのでしょうか。その点確認します、市長。何か何年とかと区切られたというふうな話も伺っていますので、当面はどのぐらいの当面なのか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これから予算の査定になりますけれども、議場でのお話、重みのあるものと、このように思いますので、当面続くものと、このように、まだ査定も始まっておりません。そういうふうな形の中で継続されていくものと、このように思います。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 少し歴史の話が長くなりまして、時間がなくなりました。

市の方針として、今私が要望したいのは、要するに広く浅くというのは重々わかるのです。何の事業に対しても、要するに1,000万円あれば10軒に対して100万円ずつ。それでいくなれば、要するに市としては苦情がないというふうな形になるかと思えますけれども、私が今要望したいのは、200万円、300万円であるならば、10年も20年もというふうな形ではありません。タラであれば、大体せいぜい四、五年、最低でも3年間続ける、4年間続けると。250万円、300万円、5年間だって1,500万円です。要するにその間だけはそれに集中させる。これは、脇野沢だけの話ではなくて、川内でも、恐らく大畑でもどこでも漁業に関しては力を入れる魚種に対してお金をかけるべきだと。満遍だったら、要するに今までどおりのことしかできないわけです。ですから、3年、5年かけて300万円とは言いませんけれども、ある程度

の金額を集中してかけていただきたいと。市長、その点、時間の関係もありますけれども。いや、出すとか出さないとかではなくて、私が今言った話の内容ですけれども、その辺ちょっと。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 集中的に1つの魚種だけというふうなこと、これもまた今佐々木隆徳議員のお考えも今ここでお話があったわけですけれども、そういうふうな手法もあろうかと思えます。しかしながら、安全な形の中で進めていかなければいけない。そしてまた、石橋をしっかりとたいていかなければいけないと、こういうふうにするところでございます。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） ほぼ予定したとおりの答弁で、わかりました。

補助事業の100万円は当面継続していただくということで納得しまして、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） おはようございます。公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第214回定例会に当たり一般質問をさせていた

できます。市長初め理事者の皆様の誠意ある、しかも前向きな答弁を心からお願いいたします。

今回の一般質問は、1、除排雪について、2、防災、減災について、3、高齢者の見守り支援について、以上の大綱3点について質問いたします。

質問の第1は、除排雪対策についてお伺いいたします。ことし2月1日の豪雪は、多くの市民にとって記憶に新しいかと思えます。ことしも大雪になるのではないかとの予想もあると聞いております。先日ある場所で市長が、「カメムシがことしは大発生していると聞いた、カメムシが大発生した年は大雪になるという言い伝えがある」とおっしゃっておいりました。私自身も大いに心配するところであります。今こそ気を引き締めて除排雪事業に万全を期して取り組んでいかなければならないと私は考えます。

先ごろ当市においても、ことしの除排雪計画が打ち出されましたが、雪が多ければ多いほど市民からの切なる声が届いていると思えます。ことしの除排雪計画を作成するに当たり、こうした市民の声がいかにか反映されたのか、市民との意見交換会の開催状況とあわせ、まずはお尋ねいたします。

大雪で市民が困ることはたくさんあります。雪捨て場がないこと、家の前に除雪業者が雪を置いたままにしていくこと、「この間は業者がきれいにかいていったのに、きょうは粗末だった」と言う方、業者は業者で、「これだば、つぶれてまる」とか、「市でもっとお金出してけねば、あがったりだ」という声も聞こえてきます。市民との意見交換、そして業者を交えた意見交換が必要と私は考えます。

次に、除排雪に関する通学路の安全対策についてお伺いいたします。私が日ごろハンドルを握っていると、歩道の雪で生徒が危ないなと思うところがたくさんあります。例えば関根小学校、中学校、女館から柳町4丁目、3丁目、2丁目のバス

道路の歩道、関根小学校、中学校の場合は烏沢からバスで通う生徒もいます。第一田名部小学校、むつ中学校に栂山からバスで通う生徒もいます。歩道が狭いのに雪が多い日は、本当に危ないと思えます。学校が3学期に入るところには、歩道を除雪しているのは見かけますが、あとはいつも雪がたまっているのが現実です。歩道に関する除雪基準とあわせ、今冬における歩道の除雪対策をお伺いいたします。

続いて、除雪機貸し出しについてお伺いいたします。市では、小型除雪機6台、運搬用軽トラック1台を保持、市民に貸し出しておいります。この事業が市民に大変好評であることは承知のとおりであります。貸付対象は、町内会及び地域住民、貸付期間は12月1日から翌年3月20日までの4カ月とし、1地域への貸し出しは、市街地にあつて1回につき最長3日間、郊外においては最長4日間と承知しておいります。

ここで質問ですが、貸し出し除雪機を通学路、歩道の除雪だけの目的という範囲をもつと広げて貸し出すべきと考えます。高齢化が進んでおいります。高齢世帯への拡大と貸し出し除雪機、運搬用軽トラックの台数拡大を要望いたします。市民本位の心ある答弁を期待いたします。

次は、雪かきボランティアについての提案であります。私の周りでも、「若くはないけど、雪かきぐらいはできる、何人かで集まつてボランティアするか」という声も聞きます。東日本大震災から自分にも何か人の役に立ちたいと考えている若者、また元気な高齢者がふえていることを実感します。ひとり暮らしの家庭、高齢者の家庭向けの雪かきボランティアは、ボランティアしたいと思つている方々からは絶好の場と考えます。そこで提案ですが、市当局に雪かきボランティアセンターなるものを設置し、市民の善意を酌み上げる窓口にしたらいかがでしょうか。このセンターには、

市当局が何らかの支援を、例えば昼食弁当を提供するなど血の通った対策を強く求めたいと思います。必ずや多くの市民の善意が結集されると確信いたします。

今市民は、行政のみに頼る時代ではないと思います。これからは、自助、共助、公助の時代であります。当局の思い切った答弁を期待いたします。

質問の第2、防災、減災について。学校の非構造部材の耐震化についてお伺いいたします。前回むつ市議会第213回定例会で私は、学校の耐震化についてお尋ねいたしました。教育部長の答弁では、木造で老朽化が著しい状況にある関根中学校は、安全かつ快適な学習環境の整備に向けて改築計画を進めていく、また関根中学校を除いては全て改修が終了しているとの答弁でした。大変すばらしい進捗と存じます。しかし、学校の非構造部材の耐震化は計画すらないと聞いております。学校非構造部材の耐震化こそ喫緊を要する対策なのであります。

非構造部材とは、天井材、壁材、間仕切りの壁、つけ柱、上げ床、ひさし、窓ガラス、照明器具、スピーカーなどの放送器具、スポーツ器具など含めて非構造部材としています。非構造部材は、建築基準法施行令に風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならないとあるだけです。このことが大きな被害となって、全国的に非構造部材の耐震化は後回しになっているのが現状であります。2008年6月の岩手・宮城内陸地震では、22校で天井や壁の非構造部材が落下、2011年3月の東日本大震災では、栃木県下野市の中学校で体育館の天井を覆っていた石こうボードが落下し、20人がけが、東京都三鷹市の小学校では、体育館の内壁材が崩れ2人がけがをするなど、非構造部材の落下などによるけがが相次ぎました。文部科学省の調べでは、天井材の落下が1,636校、外装材の被害が968校、照明器具

の被害が410校で確認、このため昨年度から今年度にかけて全国公立小・中学校3万395校の非構造部材の耐震化対策の調査を実施いたしました。その結果、ことし4月1日時点で非構造部材の耐震化を実施した学校は9,730校、32%にとどまっていることが判明しております。

一方、先日の報道で下北半島東方沖大陸棚外縁断層が一部の識者から巨大地震を引き起こす可能性を指摘されています。今月にも三陸沖で地震が発生しました。幸いむつ市は震度4でしたが、八戸では震度5弱のところもある大きな地震でした。この大きな地震でも、昨年の中日本大震災の余震とみられています。天井の落下、壁の崩壊など起こらないとは限りません。学校は、生徒の命を守る、そして避難場所となる市民の命を守る大切な場所です。一刻も早く学校、非構造部材の耐震化を進めるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

質問の第3、高齢者の見守り支援についてお伺いいたします。全国のどの地でも高齢者がふえてきていることはご承知のとおりであります。本市の高齢者の状況はと申しますと、65歳以上の人口は平成22年度で1万5,647人、平成26年度には1万7,050人にまで増加する見通しとなっております。そして、65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成22年度には1万438世帯、一般世帯総数のおよそ4割を占めています。また、高齢者のひとり暮らし世帯は2,726世帯、高齢夫婦世帯は2,655世帯と一般世帯総数のおよそ1割を占めます。近年ひとり暮らしの高齢者や障害者、生活困窮者による孤立死がふえてきていることもご承知のとおりであります。本市では、平成18年度に直営の地域包括支援センターを1カ所設置、平成19年度に2カ所の地域包括支援センターを委託方式で設置し、直営は市内全域を、委託先は市内を東西に2分してそれぞれの担当区域として、ひとり暮らし高齢

者や高齢者世帯の増加から地域包括支援センターを拠点とした一層の充実と機能の強化を図り、地域包括支援センターの運営を行っているわけですが、本市の高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦世帯を合わせると5,400世帯にもなります。この5,400世帯もの方々を見守っていくには地域包括支援センターだけでは到底困難と思います。

ここで、神奈川県大和市で行われている高齢者の見守り支援をご紹介します。大和市では、ガス会社や郵便局などの事業者と、高齢者や障害者の生活を見守る地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定を締結、これはひとり暮らしの高齢者や障害者、生活困窮者による孤立死などを防ぐために、いち早く異変を察知し、速やかに手を差し伸べる体制をつくるのが狙いです。ここでは、東京ガス株式会社神奈川西支店、株式会社キャプティ・ライブリック東京ガスライフバル相模大和、郵便事業株式会社大和支店、郵便局株式会社大和市内郵便局の4事業者と同協定を結び、協定では事業所がガス検針や郵便配達などする際、郵便ポストに郵便物や新聞がたまっている、徘徊者と思われる人がいるといった異変を感じたら市に通告、連絡を受けた市の職員は、自宅を訪ねて安否を確認したり、場合によっては警察など関係機関と連携して対応する。大和市高齢福祉課によれば、市内のひとり暮らしの高齢者は約4,300人、認知症で徘徊する可能性がある人として130人が市に登録されています。同課では、一人でも多くの人に目配りをしてもらいたいとして、今後弁当の宅配業者らとの協定も検討しているとのことでもあります。

当市においては、ひとり暮らしの高齢者は2,726人、高齢夫婦世帯2,655世帯、認知症で徘徊する可能性のある人等を合わせれば、大和市に近い人数になると考えます。当市の地域包括支援センターでは困難と私が考えるのは、地域包括支援

センターの運営は在宅介護支援センター、委託支援事業者との共同だけです。これで果たして十分な支援が可能なのでしょうか。万が一にも現体制での可能なサービスとの対策であったならば、まさに本末転倒であります。大和市は、4事業者にとどまらず、ほかの事業者とも協定を考えているとあります。

先日第32回下北地域広域行政事務組合消防職員意見発表会に参加して、私と同じような考えを持った消防職員のすばらしい発表に私は心から感動いたしました。任務で現場に駆けつけたひとり暮らしの高齢者宅で、老人から、「あなたが来なければ死んでいました、来てくれてありがとう」と言われたそうです。青年は、その「来てくれてありがとう」の言葉に、どうしてもっと早く救いの手を差し伸べられなかったのかと憤りを感じ、次のような提案をしています。見守られる側の方々は、きょうも元気に暮らしていますと、意思表示に玄関先に旗を立て、曜日ごとに色を決め、元気ですよと知らせ、見守る側は、それを見て異変を察知し、速やかに手を差し伸べる体制をつくるべきと、最後に青年は「アクション」と言って終わりました。私も同感です。高齢者見守り支援にぜひ抜本的な対策、行動を強く要望いたします。ご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員の除排雪対策についてのご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、市民との意見交換会についてであります。昨年冬期間に寄せられました除排雪に関する市民からの要望や相談は、2月の豪雪の影響もあり、前年度の約2倍の800件以上となっております。市では、今年度の除排雪計画書を作成するに当たり、これらの要望や市長が直

接市民の意見を聞くおでかけ市長室、町内会長との懇談会及びこども議会などで出された除排雪に関する意見や要望を参考にしております。これらを踏まえ、市と除排雪業者において対策協議を重ね、安全でよりよい除排雪作業を目指していくこととしております。特に今年度は、下北建設業協会のご協力をいただき、除雪作業の均一化を図るとともに、技術力向上のための除雪担当者とおペレーターによる除排雪講習会を開催するなど、除排雪作業の実施に向け万全を期しております。

次に、ご質問の2点目、通学路、歩道の除雪についてであります。市では冬期間の通学、通勤の足を確保するため、通常は降雪状況を確認したうえで、主に深夜作業で朝までに道路除雪を完了することとなっており、その後道路状況や積雪状況を調査し、必要に応じ歩道除雪や排雪作業を実施しております。歩道除雪につきましては、市が業者に委託して行っているほか、青森県が所有する貸し出し用の歩道除雪機12台と市で保有している貸し出し用小型除雪機6台を活用し、町内会など地域の方々と共同で行っておりますが、市では昨年度に引き続き今年度も小形ロータリー除雪車を1台購入し、通学路を含めた歩道除雪をさらにふやしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、高齢者に対する除雪機の貸し出しについてお答えいたします。まず、高齢者の方々の除雪支援につきましては、既に平成12年度から生活支援サービスの一つとして、65歳以上の方及び障害者のみで構成される世帯の方々を対象として、シルバー人材センター及びむつ市社会福祉協議会に委託し、高齢者等除雪サービス事業を積極的に実施しております。除雪の範囲についても、ご自宅の玄関前から公道までに加え、プロパンガスや灯油タンクの周りも対象にするなど利便性に配慮しております。また、県内9市で実施している自治

体と比較しても、むつ市が最も予算規模が大きく、昨年度は言うに及ばず、通年においても相当額の予算を計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、詳細につきましては担当より説明いたします。

防災、減災につきましては、教育委員会より答弁いたします。

ご質問の3点目、高齢者の見守り支援対策については、担当からご説明申し上げます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 菊池光弘議員の防災、減災についてのご質問で、教育委員会が所管しております学校施設に係る部分についてお答えいたします。

学校施設の非構造部材において文部科学省が耐震化を推進しているものに500平方メートル以上の体育館などのつり天井材、照明器具、外装材の落下防止及び家具の転倒防止がございます。体育館の天井については、床面積では第三田名部小学校、奥内小学校、大平小学校、大湊小学校、大平中学校、大湊中学校の6校が該当しておりますが、天井面としては3及び6ブロックに分割された形状となっております。1面当たりが500平方メートルを超える天井面はないため、耐震化の対象外となっております。

また、照明器具につきましては、対策済みの器具を全校で使用してございます。外装材の劣化状況や家具の転倒防止などは職員による点検を実施して随時行ってございます。また、窓ガラスやスピーカー、ピアノ、空調室外機の落下や転倒が想定されるため、これらにつきましても職員による点検を随時行ってございます。

今後の対策といたしましては、建築基準法の改正等に伴いまして、専門家に調査を依頼し、効率的な改修に努める所存でございますので、ご理解

を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） ご質問の1点目、除雪対策のうち、高齢者に対する除雪機の貸し出しについて市長答弁に補足いたします。

まず、高齢者等除雪サービス事業の実績についてであります。平成22年度の利用者数は延べ6,387人で718万4,500円の支出額であったものが、平成23年度では、ことし2月の豪雪の影響により利用者数が延べ1万1,744人で、1,701万3,100円の支出となりました。前年度と比較いたしますと、利用者数が延べ5,357人、金額にして982万8,600円の増となり、市ではしかるべき対策を講じております。したがって、高齢者への除雪機の貸し出しにつきましては、現況のサービスの実態と高齢者が除雪機を使用することへの相応のリスク、さらには仮に除雪機を貸し出した場合の費用対効果等を勘案すれば、現段階では有効な施策とは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、雪かきボランティアについてのご提案についてお答えいたします。むつ市社会福祉協議会では、むつ市ボランティア市民活動センターを立ち上げ、一般市民から除雪ボランティアを募り、高齢者に限らず要望のあった市民に対して休日を中心に、平日も含めた無料の除雪サービスを実施しております。ちなみに、一般市民ボランティアの登録者の中には、昨年度の実績で申し上げますと、海上自衛隊第25航空隊に所属しております70名、東北電力むつ営業所に勤務しております50名の皆さんも活動していると聞き及んでおります。したがって、地域福祉の推進役でもある社会福祉協議会においてこのような対策を講じておりますし、高齢者に対する就業提供と地域社会の活性化に貢献しているシルバー人材センターの活用が効果的に図られている現状の高齢者等除雪

サービス事業を積極的に推進しておりますことから、市直営のボランティアセンターについては福祉的施策としては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、高齢者の見守り支援についてお答えいたします。現在市で実施している見守り事業は、むつ市地域包括支援センター及び地域包括支援センターの協力機関であります6カ所のランチによる高齢者総合相談事業及び高齢者実態把握事業、高齢者の社会的孤立防止のための生きがい活動支援通所事業や軽度生活援助ホームヘルプサービス事業、配食サービス事業、緊急時の対策として緊急通報体制整備事業、安心キットの配布事業、その他として成年後見制度支援事業、認知症サポーター養成講座等の介護予防事業等多種の事業を実施しております。しかしながら、行政で実施する事業等を利用しましても、事業と事業の間に隙間が生まれます。この隙間を埋めるものとして、町内会活動や市内の戸別訪問を業とする民間事業所との連携及びボランティア活動が期待されるところでありますが、市では社会福祉協議会に委託している事業で町内会が主となって活動するほのぼのコミュニティ21推進事業がございます。ほのぼの協力員の訪問や見守り事業、ひとり暮らしの方との触れ合いとしてほのぼの昼食会が開催されており、町内会によって毎月のように昼食会を開催し、交流を深めているところでもございます。

さらには、ボランティア活動として今年度からむつ市生活介護支援サービス連絡協議会、愛称「りんどうの会」も地域包括支援センターの支援のもとで6町内会において活動を開始しております。また、民生児童委員の訪問活動や老人クラブの活動も活発に行われているなど、高齢者に対する公的な事業が多様に実施されておりますが、支援を拒否する高齢者がおられることも事実です。高齢

者自身においても、ともに助け合うという観点から、日ごろから隣近所のつき合いや老人クラブへの加入など、積極的な社会参加を心がけ、よい関係づくりからの近助、共助が重要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、市の今後の取り組みといたしましては、地域包括支援センターを中核とした関係機関との連携による各種福祉サービスを継続するとともに、ライフラインを担う事業所との連携についても、個人情報保護を考慮しつつ検討を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

高齢者の見守り支援についてですが、本当にたくさんの共同作業で見守っていることと思いましたが、まず大和市の例でいけば郵便局、郵便局は毎日のように走っています。今いろんな団体、ボランティア等を言われましたけれども、毎日そういうふうに見ているという方がおるのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

大和市の例を出されましたけれども、基本的にはやはり各事業所の協力というものが前提となろうかと思えます。したがって、どのくらい見ているのかということになりますと、その辺は私どもでは実態把握というものはまずしておりません。ただ、市といたしましては、民生委員さんにある程度日常的な形でひとり暮らし等を主体とした見守り対策を講じておりますので、その部分で随時情報交換等を得まして、場合によっては市の職員が出向いて様子を見るというふうなことをしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今民生委員が各町内会にいる

と思いますけれども、本当に毎日のように伺っているかといったら、そうではないと私は考えます。先ほど消防職員の例を挙げましたけれども、やはりそういう、あなたが来なければ死んでいたという方がいるのです。そういう中で、やはり高齢者一人一人に多くの人の目配りができるように、より一層の対策と行動を要望いたします。

次に、防災、減災対策での学校における非構造部材の耐震化についてですが、今現在でいえば、耐震化は大体進んでいるということですが、昨年の東日本大震災は1,000年に1度という大震災でした。この間も、今下北半島東方沖大陸棚外縁断層が巨大地震を起こす可能性があるという識者もいます。そういう中で、ガラスとか壊れやすいものは、やっぱり壊れにくいガラスにかえていく、そういうのも必要かと思えます。この断層ですが、本当に1,000年に1度という大震災があつて、やはり一校でも非構造部材の耐震化が必要ならば、ただちに取っかかりたいと私は考えます。

次に質問ですが、除排雪に対してですが、青森市では貸し出し除雪機を何台か冬期間ずっと貸し出していると聞いています。当市においては、脇野沢、川内、大畑と広い区域となっております。脇野沢、大畑、また川内庁舎にも貸し出し除雪機はあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

現在脇野沢、川内地区に関しましては、貸し出し除雪機は保有しておりません。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 貸し出していないということは、本庁舎まで借りる方は来なければならないということですね。やはり借りられる除雪機があつても、借りに行けない方もたくさんいると思

ます。今5台、6台ありますけれども、借りていて、予約待ちというふうにも聞いております。今までは、私自身貸し出し軽トラックがあるというのは知らなかったのです。自分で借りに行きたいなど思っている、自分の車では積めないし、ではどうしようかと考えているうちに、もう行かないという感じでした。やはり脇野沢、川内、大畑庁舎にも貸し出し小型除雪機、そして軽トラックが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの質問にお答えいたします。

状況把握が適切にできているかどうかわかりませんが、現在のところ、そういう要望が強く出されているという状況でもないというふうに我々も理解しておりまして、その状況がつぶさに届けられるようになれば、それは何らかの方策を講じていかざるを得ないというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今要望がないと言いましたけれども、貸し出し除雪機は歩道だけというさっきの項目がありましたけれども、私は先ほどの質問の中で、貸し出し範囲を広げてほしいというふうに言いました。それは、歩道だけで使うのではなく、大雪が降ったときには、家の周りから雪かきしていくというのが普通なのです。それで、自分だけではなくて、やはり高齢者宅とかひとり暮らしとか、そういうところにも手伝ってあげたいという心がある人はいると思います。そういう人たちに貸し出せるような、そういう範囲をもっていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今の菊池光弘議員のご提案ですけれども、そうしますと、もう限りなく歩道以外の敷地、自宅の敷地、そこまでの貸し出し機

を準備するとなりますと、台数も本当に膨大な数になってくるし、そういうふうな形の中で非常に非効率的な形の中で財政の運営と、こういうふうになってくると思います。この部分では、原則歩道でございますし、例えば敷地内ですと、玄関先から公道まで、そして今プロパンガスの設置している場所とか、それから灯油タンク、そういうふうなところのサービスは青森県内でも10市の中で、1,700万円くらいの形の中で支出をして体制を整えているわけでございますので、そういうふうなところでご理解をいただければなど、こういうふうになります。

本当に各家庭の敷地の中までの除雪を考えていくというふうなのは、余りにも個人の敷地、ちょっとなかなかできかねる状況だと、こういうふうに思います。膨大な数の除雪機、これが必要になってくるし、それを運搬するためのトラック等も配置をしなければいけなくなる。そうしますと、台数が限られていますので、そこに今度固定されてしまうわけでございます。そして、先ほどお話しの大畑、川内、脇野沢、それらの状況等につきましては、その要望の部分、それをしっかり受けとめて、対応はして、考えていかなければいけないものと、こういうふうに思います。

ただ、町内会長さん等とのお話、さまざまな場面でお話を伺いますけれども、大畑、川内、脇野沢、この地区における除雪機の貸し出しの要望ということは、今まで私にまだ届いておりません。これからこういうふうな形の中で、議場の中で議論が進められたということで、さまざまな形の中の要望が出てまいりましたら、それなりの対応は検討はしていきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ここで私からの提案ですけれども、毎年除排雪に何億円、時には十数億円ものお金が雪とともに消えていきます。市民は、どの

ように使われ、どのように消えていったのかはわかりません。しかし、雪が多ければ多いほど市に対して苦情だけが多いのは現実ではないでしょうか。その消えていくお金の中から、除雪機なら年3台分とか、タイヤショベルなら1台などと予算を決めて、これは多いほうがいいのですけれども、雪が消えても機械は消えない、毎年たまっていくという提案です。各町内会から要望を聞き、市で優先順位を決め機械を使ってもらい、維持管理は各町内会に任せる。もう一つに、各町内会から要望を聞き、市が優先順位を決めて、除雪機あるいはタイヤショベルなど、購入したい町内会があれば補助金を市で出してあげる、こういう提案ですけれども、毎年何億円ものお金が雪とともに消えていく時代を終わりにして、毎年市民の苦情が減っていくことを考えるべきと私は思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 消えていく雪ということで、最初から、例えば今年度は2.5億円の予算を持っておるわけでございます。この部分で、例えば除雪機、小型の貸し出し用、これを例えば2.5億円の中から削っていったというふうなことのご提案でございましてけれども、消えていく雪ということの表現でございましてけれども、どうなのでしょう、消えていく雪、その部分を先にそういうふうな形で除雪機、小形ロータリー、そういうふうなものを町内会に貸し出し、町内会のほうで維持管理をしていく、その経費を負担すると。なかなかその部分で町内会で維持管理、この費用を持っていくというふうなことは、かなりのご負担になってくると思います。我々としては、これは計画的にこたしも歩道の除雪用というふうなことで、小形ロータリーというのですか、小形のロータリーの除雪車、昨年は非常に効果が出ましたので、そういうふうな形で計画的に購入をして配備をして

おるといふふうなことで、今ご提案の中で、例えば町内会にその要望があったら補助金をというふうな形、そしてそれを貸与し維持管理と、そこまで町内会が可能かどうかというふうなところは、ちょっと私は疑問に感じておるところでございますけれども、計画的に除排雪機械、これ等は購入をしているというふうなところでご理解をいただければなと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 町内会で維持管理が難しいと今言われましたけれども、市街は雪飛ばすところもない感じでございますけれども、大畑、脇野沢、川内、関根、そうすると、本当に歩道だけではなく、誰でもが借りられる、そういう機械が欲しい。市で貸し出すのではなく、もう市で買ってあげて、年に何台か、それを町内会に任せるのです。町内会で維持管理できなかつたら必要ないということで、やはり必要なところ、小屋があいているとか、そういうところはたくさんあると思います。あれば使うと思いますし、市ではそのガソリン代までを負担していると聞きますけれども、ガソリン代までは要らないのです。その町内会でやはり町内会費だ何だかんだと払っていますので、そこで何とかできると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） あくまでも除排雪の市の役割と申しますと、道路の部分、公道の部分、そしてまた私道路でも生活道路、通学路、そういうふうなものがまずメインになります。そして、公の施設、こういうふうなものの周辺の除排雪ということでございます。ただ、今菊池光弘議員ご提案がございましたけれども、果たしてそういうふうな町内会が手を挙げるところがあるのかと、現実的な問題として。これはなかなか非常に厳しい町内会の財政運営やっておりますし、ご理解なかなか

してはもらえないと、こういうふうな私の理解で  
ございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） まず町内会に要望を聞いてみるのも一つで、なければならないでいいし、やはりあると思います、私は。そして、あれば優先順位を市が決めて、郊外のほうから買ってあげる。そのかわりどういう形でもいいから使っていいよというふうにしてもらえれば、もらったほうも本当に町内のため、町のために使っていくのではないかと思います。市長、どうですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 繰り返しますけれども、市の役割としては道路、生活道路、そしてまた通学路、そして市道、私道もそれはそれなりの使われているところ、そういうふうなところでありまして、町内会にそれを譲渡して、そして町内会で維持管理をして、そうなりますと、どんどん、どんどん経費の部分は少なく、市とすれば少なくなると、こういうふうなことは想定はできますけれども、果たして町内会で行政のような形の中で、例えば歩道もやり、そして庭先もやり、そして広い敷地を持っている個人のところまで、そういうふうな形ができるのかと。そしてまた、当然オペレーターも必要になります。そして、機械のリスクがございます。そういうふうなところまで全て町内会がと、こういうふうになりますと、本当に小さな自治体、小さな政府ができます。それだったら、本当にそういうふうにやってくれる町内会がございましたら、この部分、例えば椛山地区、椛山町、その町内の名前がついているところは我々が全部やるから、維持管理も、そしてオペレーターも、そして機械だけよこしてくれと、こういうふうになりますと、非常に行政とすれば楽になるわけでございますけれども、果たしてできるのかというふうなところは繰り返しになりますけれど

も、疑問に思わざるを得ないと。そうすれば、本当にちっぽけな政府、もう除雪、排雪、これは我々がもう手をつけなくてもいいと、こういうふうになりますと、十五、六億円使いましたけれども、この部分で除排雪機を全部買って、そして町内会に預けると。こういうふうになりますと、全くこれは政府、自治体としての機能というものがそちらに、町内会に委ねられるわけですがけれども、非常に楽な形になるわけです。果たしてそれでいいのかなと、こんな思いをお話を聞いて感じているところでございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今市長の言うことはもっともだと思います。しかし、消えていってしまうのです、もう雪とともに、使ったお金。でかい道路、国道だったら県がやる、市は市ででかい道路だけやっていくのは、それは見えています。その細かいところができないからお金がかかるし、苦情も出てくるのであって、まず最初にやって、年に二、三台でも要望を聞いて、あったとしたらやれるだけやってみてくださいというのも一つの手ではないかと。そういう結果をもって、また来年何台、また再来年何台、そういうふうな決め方もできるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず町内会のほうから、そういうふうな形の中でご意見があるかどうか、ちょっとこちらのほうから問いかけはしてみたいと思います。やはりモデルケースとして、例えば椛山町内会の皆さんが、菊池光弘議員は椛山地区でございますので、全部我々でやるから、人員からオペレーター関係、そして維持管理、これまでやるからというふうなことのお申し出があれば、そうすればその部分を除いた形の中での市の除排雪ということになると思いますので、地元の町内会のほうから確認をさせていただきたいと、ご要望

があれば、それなりのモデルとして研究はしてみたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 大変ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 9番、むつ市議会、市誠クラブの東健而です。むつ市議会第214回定例会に当たり、今回私は本市の持っているいろいろな資源をどのようにして雇用と活性化につなげていくべきかという観点から、歴史的視点に立ち、1項目9点の質問をさせていただきます。

さて、ことしも12月を迎え、クリスマスの曲が聞こえるとともに、慌ただしさがやってまいりました。しかし、毎年のことながら、最近は雇用不安、人口減少の影響で活力の失われていく本市の景気と経済を思うとき、浮かれ騒いでいてよいのかという気持ちが先に立ってしまいます。これを何とかしなければと思うのは私だけではなく、市長も、行政サイドの職員の方々も皆同じだと思いますが、来年はさっぱり向上かない円高是正と景気回復が待たれます。その中で、機会とニーズを的確に捉え、本市の地場産業や観光産業をアピー

ルし、江東区の亀戸香取勝運商店街との交流事業を展開、拡大し、さらなる発展のもとに大都市での本市の産業振興に大胆に活路を見出そうとする市長の考え方と行動に賛意と敬意を表するものであります。しかし、そのまいた種が結実するかどうか、成果は将来を待たなければなりません、我々もまた、ただ傍観することなく、少しでもそれを応援する気構えがなければならぬと考えます。

それでは、明治維新の、主に戊辰戦争時の我が国の根幹にかかわる大きなうねりの中で、賊軍の汚名を着せられた会津藩士たちの境遇と歴史的見地から、関連する9点についての質問をいたしますので、適宜その前向きな対応とご答弁を求めるものであります。

項目1、歴史を観光振興に生かす対策についてであります。その1点目、大河ドラマ「八重の桜」についてであります。来年のNHKの大河ドラマが「八重の桜」と決まりました。このことを今メディアが少しずつ宣伝し始めていますので、市長もご承知のことと思います。

主人公の新島八重は、会津藩の砲術師範、山本家に生まれ、弘化2年から嘉永、安政、万延、文久、元治、慶応、明治、大正、昭和と、昭和7年まで激動の時代を10の元号の中で87歳までたくましく生き抜きました。このドラマは、本県、特にむつ市と切っても切れない縁があります。

放映の中で、本市とのかかわりは余りなく限られていると聞いていますが、本市の明治時代の歴史を考えれば、恐らく共鳴したり感動する場面が多く出てくるのではないのでしょうか。来年始まるNHKの大河ドラマを契機に、本市の歴史を振り返り、観光振興に利用すべきときと考えますが、この対策について、市長はどのように考えるか伺います。

2点目、会津人の気質を利用した連携観光につ

いてであります。今明治戊辰戦争から144年が過ぎ、時代が変わり、今では会津藩士の子孫にもかかわらず、その価値観も知らず、利用価値も薄れ、子孫であることさえわからない子供たちが多くなっています。しかし、私たちの先祖は会津藩士だったという家は、この下北半島にまだ多く存在しています。

明治3年に会津から来た人々は、我々が住むこの下北で、当面各村々に数家族ずつ分宿させられ、苦難に耐えながら多大な貢献をし、利用価値の高いすばらしい功績を残しました。私は、この歴史を再確認し、半島全体の自治体と連携協力し、点と線を結び、全域に分散した藩士たちの苦心の生活と活躍をたどる観光ルートを構築するべきときではないかと考えますが、他町村との連携について、市長はどのように考えるかお伺いいたします。

3点目です。戊辰戦争時の歴史の掘り起こしについてであります。この下北半島には、戊辰戦争時の隠れた多くの歴史が残っています。それを掘り起こし、観光振興に役立てる考えはないかということですが、本市の歴史書を読むと、至るところでその生活の過程と功績、その現在まで連綿と続いている円通寺での斗南日新館の教えの足跡が見られます。グローバル化した現在では、新しいものに目を奪われ、古いものは自分の生活とは関係なく思われがちになってしまいました。歴史の掘り起こしへの取り組みは、違った面で市民に精神的な活力を与えてくれるものと考えます。

そこで、漠然とした考えではなしに、何をどのようにして取り組んでいけばいいかということですが、私なりにそれを何点か提案してみたいと思います。

まず1つには、下北に入った3,900人とも言われる会津藩士と、その家族たちの移動と斗南藩の成立と、廃藩置県後の家臣たちがどのように分散していったかを裏づける資料をピックアップし、

その後の生活と功績を裏づけ、たどる構想を考える取り組みはいかがでしょうか。

2つには、榎本武揚や土方歳三、大鳥圭介、西郷頼母（この人は、江戸時代から明治にかけての会津藩の家老で、戦争をやめ、終始政府軍に降伏をするよう問い続けました。また、仙台湾から幕府軍に合流、五稜郭で降伏後、最後は会津へ戻り、73歳で脳溢血で倒れます）、この人たちが乗った軍艦「開陽丸」の幕府軍の食料の調達のための陸奥湾への回航です。そのとき、奥羽越列藩同盟に参加していた南部藩の所領地だった野辺地や西通り地区の住民、特に田名部代官所ではどのような対応をとったのか、それを裏づけ、検証することもささやかな史実の発掘になります。

3つには、明治元年10月から政府軍や政府軍に降伏した将兵たちが五稜郭攻めに狩り出され、津軽藩内の青森や津軽半島に集められましたが、住宅不足と食料難で戦争終結を急ぐことが求められていました。約7,000人の将兵と、その家族を合わせると1万5,000人から1万8,000人の人口が青森市だけではなく津軽半島一円に集中したことが蟹田町史や青森市史に書かれています。

人が集まれば、必ず住む家や食料が必要になります。明治2年4月の将兵の北海道へ渡るまでの間の食料の調達で、その資金は全てが津軽藩持ちで、藩では相当な財政難に陥ったことが書かれています。また、湾岸の村々の人たちは、戦争には余り関係なく、海産物や野菜などを青森に運び、相当潤ったそうであります。脇野沢を初め西通りと言われる村々で大謀網を仕掛け、魚や昆布やワカメなどの多くの海産物、また野菜などを青森まで持っていき、売買で膨大な利益を上げ、随分裕福な暮らしをした人たちがいました。脇野沢では、船に七丁櫓を組み込み、船団を組んでタラを青森に届ける姿があったそうであります。そのときの功績の跡が今なお残っております。

4つ目には、牛滝に残る西郷隆盛の足跡と南部藩の家紋である向鶴の位牌があります。この相反する史実がどうして牛滝に残っているのか。五稜郭の戦いでは、西郷隆盛は陣頭指揮をとるため品川沖から船出しますが、しけのためところどころで停泊を余儀なくされ、仙台湾や宮古湾に退避します。結局戦いに間に合わず、戦後の戦勝に沸く青森へ来て、北海道から引き揚げてきた将兵を激励し、不穏な中央の政治と今後の日本の将来を心配し、すぐ引き返しています。

また、南部藩の家紋つきの位牌ですが、これは会津藩が降伏し、奥羽越列藩同盟が崩壊し、会津藩が滅亡、廃藩になったことを受けて、南部藩でも同じことを予測し、先祖の位牌を自領である最果ての地牛滝に極秘裏に隠したものではないかと言われています。

幾つか付加価値対策の一環として提言いたしましたが、歴史は現在書かれているものばかりではありません。まだまだ多くのものがこの下北半島には埋もれています。これらを総合し、来年の大河ドラマの放映を契機として利用するべきと考えますが、本市の対応についてお伺いいたします。

4点目であります。ホームページの作成についてであります。あと少しで来年であります。本市と戊辰戦争のかかわりを解説する案内板やホームページの充実が必要になってきます。来年になれば、「八重の桜」の放映でアクセスも相当増加すると思います。今がチャンスと捉え、本格的に歴史を発信する対策が必要だと思います。観光客などに本市の歴史的紹介などをどのように構築していくかが問われています。ホームページに載せる新しい計画などがあるかどうかお伺いいたします。

5点目、郷土の歴史を未来に残す取り組みについてであります。市では、市役所の中に現在現存するものを集めて展示する構想を描いているよう

であります。どの程度固まっているのか、来年までに市民にお披露目できるのかどうか。また、どのような構想か楽しみですが、会津藩士の足跡は、むつ市部だけにあるのではなく、下北全域にわたっています。町村部にも探せば相当なものが出てくるのではないかと思います。

大間町にも会津藩士の資料を展示している場所があります。10月26日の新聞に、新島襄が渡米しようとして函館を目指していた1864年、風間浦に寄港した縁で、学校法人同志社が1992年から交流を継続しているという記事がありました。ちなみに、ここの初代村長も会津藩士でありました。また、大畑や川内、脇野沢、風間浦、佐井などにも足跡があります。川内町には、川内で行政区がしかれ、そのときに初代村長をした津田永佐久の残した書物などがあります。

また、会津の俳諧の会の存在ですが、川内町の安部城鉦山で明治39年から試掘が始まり、大正2年から本格的な採掘が始まりました。また、大正4年に開鉱した宿野部の大正鉦山や西又鉦山には、約3,000人の人たちが集まって、最盛期には郵便局や飲み屋街、映画館まであったことが歴史書の川内町史に記載されています。そのときに円通寺開学の斗南日新館で学んだ会津藩士と田名部の子供たちが、読み書きができるのを認められて職員に採用されました。そのとき大人の優雅な楽しみの一つとして、会津の人たちで会津俳諧の会が結成されていたそうであります。

藩士の足跡を場所ごとに集約し、展示物を閲覧させる取り組みも重要だと思います。川内には、廃止された青森銀行があります。その場に旧川内町保有の戊辰戦争に関する資料と民間で持っている関係資料を借り集め、明治時代の回顧展として利用するべき考えはないか。これは、薄れ行く歴史の記憶を今につなぎとめ、それを未来に残していくという意味も含まれています。郷土の歴史発

掘の場にもなると思います。ご一考を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に6点目、関連史話を小冊子にまとめる工夫についてであります。戊辰戦争は、鳥羽・伏見の戦いで戦端が開かれ、箱館戦争で終結します。この中で会津藩が降伏したという知らせは松前藩にも早船で届きました。政府は、軍艦奉行の勝海舟の降伏説得に耳をかさない副総督の榎本武揚が、幕府の軍艦「開陽丸」で松前に向かったとの情報を入手、北海道に共和国を樹立しようとしていることに危機感を抱き、我が国に2つの政府ができることを嫌い、渡海してせん滅の計画を立てます。松前藩では、幕府軍に加担するかどうか、藩見がまとまらず、相当揺れ動いていました。五稜郭の戦いの2日前、政府軍の総攻撃が迫っていることに危機感を感じていた幕府軍は、反幕の姿勢を変えない松前藩に総攻撃を仕掛けます。松前城は炎上し、藩主たち一行は船に酒だるをくくりつけ、津軽海峡横断を執行するのですが、飢えと寒さで震え、今にも沈没しそうな状態で三厩に上陸したことが須藤隆仙氏の「青函文化史」に書かれています。

また、明治維新の戊辰戦争という最も大きなうねりの中で、我が国最初で最後の内戦がこの津軽海峡を渡ったところで行われたわけであります。このとき、もし松前藩が幕府軍に味方をしていたらどうなっていたか、私はまた違った展開になっていたのではないかと考えています。津軽海峡を渡るというのは大変なことです。戦争が長引けば、食料が続かず、士気の低下につながります。政府軍は、迎え撃たれる心配がありました。このように歴史が変わっていれば、会津藩士たちは下北半島に来ることもなかったのではないかと想像されます。しかし、松前藩は苦渋の決断をし、幕府軍に抵抗し、落城しました。そして、現在の歴史があります。

津軽一帯には、各地から集まった将兵の多くが定着し、これを境に青森はどんどん発展していくこととなりますが、これらの関連する史実を小冊子にまとめ、市民や観光客に配布するような取り組みも考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

7点目、ボランティアガイドの養成についてであります。本市の教育委員や学芸員などの知識と知見を利用し、本市の歴史を検証したボランティアガイドの養成について、来年に向けた必要性が高まってきていると思いますが、このニーズに応じたガイドの確保対策についてどのように考えるかお伺いいたします。

8点目、戊辰戦争をどのように市民に周知させるかということであります。会津から新潟に出て、新政府がアメリカから借り上げた蒸気船のヤンシー号で日本海側の海路をたどって大平に上陸した藩士とその家族1,800人や、仙台から太平洋側を船で来た人たち、さらに生まれて間もない藩主を懐に抱えた一行は、陸路をこのむつ市までやってきました。合併した本市には、家族を含み約3,900人が来ています。旧むつ市大湊には636人、田名部には1,911人、川内には829人、大畑には525人が来たことが本市の歴史や川内町史に書かれています。このほかに大間、佐井、風間浦、東通などにも分宿させられ、肩身の狭い思いをしながら地元の人たちになじんで暮らしたことも書かれています。

来年は、「八重の桜」はブームになります。地元の人間として、わからないでは済まされないと考えます。会津藩と斗南藩の歴史と藩士たちがどんな思いでこの下北に来たか、その生活ぶりなどを紹介し、身近な歴史の現実を本市を挙げて市民に周知させるべきと考えますが、その考えがあるかどうか、対応についてお伺いいたします。

最後になりました、9点目であります。郷土史

と学校教育についてであります。ふるさとの歴史を学校教育に取り入れ、共有する取り組みについて。この重厚な史実を私は子供たちにも知っていただきたいと考えていますが、多くの功績があった会津藩士とともに、その子孫が活躍している本市のこの歴史的価値を教育に取り入れ、子供たちに本市の歴史的価値を共有させる考えはないかということであります。

以上、1項目9点の質問をいたしました。前向きな姿勢を期待し、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、歴史を掘り起こし、観光振興に生かす対策についての1点目、来年の大河ドラマ「八重の桜」について、2点目、会津人の気質を利用した連携観光について及び4点目、ホームページの作成については関連がありますので、一括してお答えいたします。

議員ご承知のように、会津若松市とは歴史的な背景から姉妹都市の盟約を結び、両市の交流を深めることを目的として、2年ごと相互に訪問しているものであります。ことし9月の会津まつりには私も会津若松市を訪問し、会津の歴史と風土に触れてまいりました。来年のNHK大河ドラマ「八重の桜」の放送に向け、昨年から「八重の桜」プロジェクトを立ち上げ、専門部会を中心として市民への理解促進、啓発活動等に取り組んでいると伺ったとおり、市内の至るところで「八重の桜」の話題を耳にし、お土産店にはのぼりが立ち、お菓子などが売られ、このドラマに寄せる市民の期待の大きさを感じてまいりました。

会津藩士の娘である山本八重が、後に新島八重として生きた時代は、会津藩が壮絶な運命をたど

った時期であり、幕府への忠義を貫いた会津藩は、戊辰戦争で新政府軍に敗れることとなりますが、鶴ヶ城の1カ月に及ぶ籠城戦では、八重は男装し、狙撃兵として戦ったとされております。「八重の桜」は、国が敗れても不屈の精神で生き抜いたハンサムウーマンと言われている新島八重の生涯を描いた物語であります。その主人公の八重が、当地域に足を運んだという史実はありませんが、約1万7,000人余りの会津藩の方々が海路と陸路で移ってきたと言われております。そのようなえにしを重んじて、「斗南藩土上陸の地」として紹介しておりますほか、斗南藩土ゆかりの地である旧斗南藩柴五郎一家居住跡、旧斗南藩士の墓などに史跡案内板等を設置し、リーフレットでも斗南藩の歴史を紹介しております。

また、私が会長を務めております下北観光協議会のホームページで斗南藩の歴史を紹介しており、市ホームページのトップ画面からもごらんいただけるようにしております。今後も随時情報の追加、更新を行ってまいりたいと考えております。

なお、下北をめぐる観光ルートとしては、下北観光協議会で約300年前から伝わる田名部海辺三十三観音を巡礼するコースの構築や「菅江真澄の歩いた下北」というパンフレットを作成し、9カ所に案内板を設置するなど、広域での取り組みも行っております。

近年の観光の形態は、個人が興味のあることを選択し、その地ならではの体験をするという個人型旅行が注目されており、歴史文化も、その観光素材として活用できるものとの思いは同じでありますし、大河ドラマの宣伝効果の大きさも十分承知しておりますので、観光振興への活用については、史実かどうかも含め研究してまいりたいと考えております。

ご質問の要旨の3点目及び5点目から9点目までのご質問につきましては、教育委員会より答弁

いたしますが、この中で旧青森銀行川内支店の活用についてのお話がありましたので、その部分につきましては、川内庁舎所長から答弁をいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の歴史を掘り起こし、観光振興に生かす対策について、教育委員会が所管する部分についてお答えします。

まず、ご質問の3点目の戊辰戦争時の歴史の掘り起こしについて、5点目の郷土の歴史を未来に残す取り組みについての2点については、関連がございまして、あわせてお答えいたします。

戊辰戦争と会津斗南藩、そして下北とのかかわりを掘り起こすことは、当市の歴史を知るうえで非常に重要なこととあります。具体的に4点の史実の掘り起こしのご提言をいただきましたので、これら歴史にかかわる資料の収集と調査研究を歴史考古並びに民俗調査の中で取り組みを検討したいと考えております。

また、郷土の歴史を未来に残す取り組みについてのご質問の部分で文化財の展示構想についてのご質問がございました。現在市役所本庁舎開放エリア部分に、むつ市、そして下北の歴史、文化、自然などを展示、紹介するため、文化財展示場の計画を進めております。この展示場には、会津斗南藩と、これにかかわる資料の展示も考えております。市民の宝物であります文化財を多くの市民やむつ市を訪れた方々にごらんいただくように整備をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の6点目、戊辰戦争の関連史話についてお答えいたします。議員ご指摘の戊辰戦争の関連史話を小冊子にまとめ、市民や観光客に配布する取り組みをとのことでありますが、教育委員会では現在文化財パンフレットの作成を考えております。合併後の広範囲に及ぶ文化財を紹介す

るもので、会津斗南藩関係を含んだものとして、市民やむつ市を訪れた方々にお配りをし、皆さんが楽しく歴史、文化財めぐりができるよう工夫を凝らしたものにしていきたいと考えております。

次に、ご質問の7点目、ボランティアガイドの養成についてお答えします。教育委員会では、現在文化財の保存、活用に向け、埋蔵文化財を含む文化財について、専門的な知識、技術の習得の機会の提供により文化財の研究、説明、発掘等に対応可能な人材育成を図る目的で、平成13年度から古文書解読、発掘、民俗学等の文化財ボランティアの養成講座を実施して、文化財ボランティアの育成に努めているところでございます。

次に8点目、戊辰戦争を市民にどのように周知させるのかにお答えします。戊辰戦争と会津斗南藩の歴史を市民に周知させることは、むつ市の歴史認識を将来に引き継ぐ大変重要なことであると存じます。教育委員会では、会津斗南藩関係の資料の収集、そして調査、展示等活用に努め、市民への周知を図っていくこととしております。

最後に、郷土史と学校教育についてのご質問にお答えします。ふるさとの歴史を学校教育に取り入れ、子供たちにむつ市の歴史的価値を共有させる考えはないかについてであります。社会科を中心に地域の歴史を学ぶという学習活動は、東議員ご指摘のとおり、大変重要な学習活動であると認識しております。現在小・中学校の学習指導要領でも、地域の歴史を学ぶことが求められております。例えば小学校社会科の第3学年及び第4学年では、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心について学習いたします。また、第6学年では、我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、

我が国の歴史や先人の働きについて、より広い視野に立って学習いたします。

さらに、中学校では、身近な地域の歴史を調べる活動を通して地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で、我が国の歴史をより深く理解させることとなっております。

これらの学習場面でどのような歴史的事象を取り上げるかは、各学校の実情に任されております。しかしながら、当市はとりわけ明治維新期における会津藩との深い結びつきのある土地柄であり、むつ下北地区の発展に貢献していただいた会津藩ゆかりの先人の方々の功績も多大なものがありますので、地域の歴史教材として、会津藩との結びつきについて取り上げることも、学習効果を高めるうえで大変有意義なものであると考えております。

教育委員会といたしましては、昨年度から実施している姉妹都市である会津若松市への子ども派遣交流事業の趣旨も踏まえ、教育研修センターで開講しております小・中学校教員対象の社会科授業づくり講座や、学校訪問での指導、助言の中で、過去に実践された会津藩との結びつきを学習活動に取り入れた授業例についても積極的に紹介してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） ご質問の5点目の旧青森銀行川内支店を戊辰戦争などの資料を集め、明治時代の回顧展に利用する考えはないかのご質問にお答えいたします。

市に譲渡されました旧青森銀行川内支店の活用につきましては、昨年12月に教育関係者、商工関係者、農林漁業関係者、地区会関係者から成る検討会を発足させ、本年3月まで検討いただき、年代を問わず、いつでも、誰でも自由に集える場、憩える場にしてほしいとの活用コンセプトをいた

だいております。

本年度は、内部において具体化に向けた検討をいたしておりますが、事業内容等検討課題が残されておりますことから、議員ご提案の部分も含めまして、時間をかけてしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

この歴史は、この質問をするに当たりまして、つまみ食いみたいな感じで資料を集めさせていただきましたので、個人の藩士の方々に失礼があればだめだなという気も持っておりました。しかしながら、これを表に出すためには、来年大河ドラマがやられるということに対しまして、今これを利用しないで、いつ利用するときが来るのかという、そのような観点からこの質問1点だけを取り上げて調べたわけでありまして、それで、市長及び教育長のご答弁、本当に私の願い以上のご答弁が返ってきましたので、別に反論はありませんけれども、ただこの問題に対しまして、2点だけ再質問させていただきます。

まず、旧川内町の議会のときですけれども、今から六、七年ぐらい前になりますでしょうか、私は川内町に歴史資料館をつくってもらいたいなということを元の町長に議会で要望したことがございました。それが合併と同時にいつの間にかうやむやになったような感じで、それが申し送りされたのかどうか、それもわからなくなってしまっているわけでありまして、です。それをやるかやらないかは、先ほど市長は石橋をたたいて渡ると言っていましたので、そこら辺勘案すれば、先がわかるような感じもいたします。

ただ、こういうふうな資料館というのは物すごく貴重なものなのです。そして、地方の人たちが

その資料を見る機会が全くないわけですが、現在の段階では。たまに1年に1遍の公民館まつりとかいろいろなイベントなんかはありますけれども、そこにはだんだん年老いてきた人たちは行けないわけですから、その資料館をつくって、気軽に行けるような体制整備といいますか、それも今、これを機会に1つ提言なのですからけれども、必要になってきているのではないかと思います。

それで、この歴史資料館の建設について、市長にご答弁求めるわけなのですけれども、またもう一点、教育長にお尋ねいたします。生涯学習に戊辰戦争の歴史を取り上げて教えるというような取り組みは現在のところいかがでしょうか、あるかないか。そして、もしないとすれば、これから取り組んでいく気持ちがあるかないか、この2点、市長と教育長にお願いいたします。

○議長（山本留義） 東健而議員、1人ずつに質問していただければ。

（「はい、わかりました。では市長に」の声あり）

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 歴史資料館の必要性というのは、私も十分これは感じております。しかしながら、歴史資料館というその施設をつくって、そして維持をするというのは非常に莫大な予算が必要になります。そこで、今、旧むつ市では、文化財収蔵庫ということで、現在の大湊水源池、あの石づくりの建物に文化財を保存し、保管し、そしてまた廃校になった学校のほうに、そしてまた現在も使われている学校の中にさまざまな形の中でその文化財、この部分を保存、保管しております。

川内地区では、公民館の向かいに民俗資料だとか、そういうふうな形の部分で収蔵している施設があります。そういうふうな形で、それぞれの地区の文化財、民俗資料なんかもひっくるめまして、

そういうふうなものを保管する、保存する場所はあるわけですが、これを一堂に会してやるという、そして歴史資料館を建築するというふうなことは、現在のところこの財政状況では無理でありますし、また将来も私は可能性は低いものと、こういうふうに思います。

しかしながら、この歴史、民俗、文化、そして自然、そういうふうなものを展示する場所、これは必要であろうと。そして、石づくりの収蔵庫から今旧市役所庁舎の3階建ての教育委員会、福祉等が入っておりました、あれは今改築中で、収蔵庫にし、そして一部展示をしてごらんになっていただくような施設もつくっていく。そして、先ほど教育長お話しのように、本庁舎の開放エリアの部分、そこに歴史、自然、文化、そういうふうなものを、斗南藩関係もひっくるめまして、そういうふうなものを展示する場所、これを今さまざまな関係機関を巻き込んで、ワークショップを開いたり、ご意見を伺ったりして、その建築に向かって、もう取り組んでおるところでございます。来年、再来年あたりには皆様方にお披露目ができる、そしてその構想も提示することができる段階になってくるものと、このように思います。単独で建てると、こうなりますと、やはりこれも数十億円かかるというふうなことでございますので、当初予定しておりますこの本庁舎の開放エリア、ここにその歴史資料、そういうふうなものを展示する場所というふうなことでございますので、単独ではなかなか建てられるような状況ではないということでご理解をいただきたい、このように思います。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。やはり先ほど申したとおり、石橋をたたいて渡られるというふうな感じを受けました。

ただ、それは予算が絡むものでありますので、

これからどんどん人も少なくなっていくし、これを建てるといえば、物すごい財政負担になるなという考えでございました。しかしながら、私が前の議員のときからの考えが頭の隅にあったものですから、今この場所でまた取り上げてみたわけなのです。

確かに川内の公民館の向かい側に、中は見たことはないのですけれども、恐らくいろんな時代のもものが積み重なってあります。それが分けられているかどうかは私はわかりません。ただ、公民館まつりなんかには、例えば江戸時代から明治にかけてとか、明治から昭和にかけてとか、いろんな区分をしまして、陳列したりするときもあるのですよね。それは、私は見たことがあります。だから、物すごい数だというのはわかりますので、これを維持管理するためには、やはり何十億円もかかるものではないかなという考えを持っています。

しかし、市長、どうでしょう、資料館でなくても、現在あるものを気軽に市民が見れる場所というものは何とかしてつくることはできないものでしょうか。例えば廃校の校舎、うちのほうの学校は、まだ築12年か幾らしかたっていないわけなのです。そこら辺に、ここに来ればこういうふうなのがあるよ、これもちょっと無理かもわかりませんが、古い校舎ではこれから崩落するのを待っていますのでだめですけれども、さまざまなものを利用して、市民だけでなく観光客に見せるようなルート構築というのを私考えているわけなのです。例えば脇野沢の先ほど佐々木隆徳議員が申しました鱒の里というのがありますね。大畑に行けば、大畑ではまたいろんなそういうふうなものがあると思うのです。そういうふうなものを観光ルートの一つとして構築していくと、そのような考えは、市長、ないでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのヒントは、もう東議員既にお話を今なされたと思います。公民館まつり等々でそういうふうな形で収蔵しているものを順次ローテーションを組んで展示をしていくというふうなことでご満足いただけるのではないかなと。これは、公民館の運営でございますので、教育委員会のほうになりますけれども、そういうふうな形になってくるだろうし、また旧市役所庁舎、あの収蔵庫の中でも、今建築中ですが、収蔵庫の中でも展示をする、そしてごらんになっていただく場面、そしてこちらの本庁舎の開放エリア、そこでもやはり特別展を開催したり、さまざまなテーマを絞って展示をしていくというふうな形で進めれば、歴史資料館を新たに建てるというふうな、そういうふうなところの部分においてはちょっと無理ですが、満足度は高まっていくのではないかと、こういうふうに思います。さまざまな施設を使って、そういうふうな形で企画を打っていくということは、これから検討もしていかなければいけないし、非常に歴史好きの方々、芸術好きの方々、そういうふうな方々にとっての満足度は高まっていくものと、このように思いますので、十分その部分については研究はさせていただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 時間も余りありませんので、やはり先立つものがなければできないということで、これで納得しておかなければならないかなという気持ちでございます。これで市長への質問を終わりますけれども、教育長のほうからよろしく。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 生涯学習として郷土の歴史を学習する機会があるのかというようなご質問と申しますが、現在公民館では市民大学を開校しておりますが、市民大学のコンセプトと申すのは、ふるさとを知るといふことでご

ざいますので、当然この会津斗南藩の歴史も含めた地域の歴史について学習をしているということでございます。このことについては、また今後も続けていくことになるだろうというふうに思っております。

さらには昨年度、子ども会が5回ほどですけれども、子供と親を集めた斗南、会津の歴史を知る学習会を実施しているということで、このこともお知らせをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 生涯学習という、市民大学講座というのは私も知っていましたが、今私が戊辰戦争の会津藩のことを取り上げる機会が参りましたので、これを契機にということでございますけれども、ぜひ生涯学習にこの会津藩の藩士たちの苦難の歴史とかいろんなものを勉強する機会を来年1年かけて多く持っていただきたいというふうに考えます。その点をよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、市長、今教育長にちょっと言いましたけれども、本市では毎月2回市政だよりを発行していますね。この市政だよりはこの戊辰戦争のいろんなものを載せる考えはないでしょうか。できれば本当はちょうどいい機会で、市民もそれに向けた目を持つのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市政だよりは、あくまでも基本的には市政の動き、こういうふうなものになってくると思います。スペースも限られております。それを例えば戊辰戦争、戊辰役というふうな形でシリーズを組んでいくということは、なかなかスペース的にちょっと無理な部分があります。しかしながら、さまざまな公民館の活動だとか、そういうふうな形の中で、会津と斗南の関係、こ

ういうふうなもの形のPRは十分しておりますので、そこところで満足されておるのではないかなと、このように思います。シリーズで毎月出していくというふうなことは、なかなかスペース的にも非常にボリュームが足りない部分も、要するに紙面の数が足りないというふうな話も聞いておりますし、その中にできるだけ行政情報をお伝えするというふうな形で取り組んでおりますので。ただ、さまざまな形の中で斗南藩との関係、そして会津藩との関係、そういうふうなイベントがありますと、それは行政で行ったイベントの内容として、そこには当然コメントなんかも付されて出てくるわけでございますので、関心を引き起こすツールとしては十分市政だよりもこれまで以上、そういうふうなところはイベント関係の中で伝えていけば十分ご納得いただけるものではないかと、このように思います。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 生涯学習、この市政だよりに掲載する取り組み、ちょっと納得したところもありますけれども、納得できかねるようなところも、納得できないというよりも、物足りないなというところもありました。質問に対しましてのご答弁ですが、私の意図するところをある程度納得させていただきましたので、大体このくらいにしておきたいと思っております。

それで、市長、1点だけですが、先ほどホームページのことを質問しましたが、ホームページの中に川内中学校吹奏楽部定期演奏会の動画が何か配信されたとか何とかということを知りましたけれども、ホームページの中に例えば会津藩士の顔写真とか、いろんな写真が載っているわけです。「斗南藩史」という本をこの前読みましたけれども、それからむつ市史の中にもあります。川内町史の中にもいろんな、これが会津藩士だよというような顔と言え失礼ですけど

も、方々の顔写真が結構あるのです。こういうふうなものをどこかで取り上げて、市民に知らせるような方法というのではないのでしょうか。できましたらホームページに、私も本市のホームページよく見ているわけなのですけれども、その写真というのは余り、案内板は結構あるのですけれども、顔写真みたいなもの、例えば旧川内村の初代村長は津田永佐久といいましたけれども、この人は5期20年間やって63歳で亡くなりました。その人の写真もあるわけなのです。写真を紹介するのは、こればかりでなくて、いろんな面がありますけれども、こういうふうなものを、例えばホームページといえば若い人たちがいっぱい見ますから、「これどこの人だ」、「川内の人だ」というような感じで、ルーツもわかってくるわけです。こういうふうな取り組みについては、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ホームページは、今トップページに「斗南藩の歴史」というふうな入り口をつくりまして、そこからもうすぐむつ市のトップページをごらんになっていただくと、右手の上から四、五番目あたりに「斗南藩の歴史」と銘打って、そこをクリックすれば、もう斗南藩の情報に入っていきます。これは、下北観光協議会で作成しているホームページに、すぐもう入っていけるような形なのですけれども、藩士の顔というふうな形。現在では例えば東通村の部分、これはあります。そして、柴五郎だとか旧宅跡だとか、そういうふうな形、たしか4つか5つのブロックに分かれていて、その観光、史跡、そういうふうなものをご紹介する場面ですけれども、藩士の顔を載せると。この議場の中にも、直系の方お二人がいるわけですが、現在の顔なのでしょう、かつての、当然そうなのでしょうけれども、お亡くなりになった方の、例えば松平容保公だとか、

そういうふうな顔を掲載すべきというふうなご提言と受けとめてよろしいのでしょうか。柴五郎だとか、そういうふうな形の歴史上の人物、その顔を掲載すべきというふうな形でのご提言でしたら、それは下北観光協議会のほうとも協議をして進めていって、斗南藩に対する理解度、これを深めていただくというふうな手法としてはよろしいのではないかなと、こういうふうに思います。ただ、下北観光協議会のほうとの協議になりますけれども。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。下北観光協議会とも協議してということですが、私も、私がホームページを見て物足りないと思うのは、結局例えば会津藩、松平容保公という方ではなくて、その後の会津からこっちに流れてきて、いろんな下北半島全体、例えば五戸とか三戸、二戸、いろんなところへ分散して散っていったわけなのですけれども、ここの下北半島に残っている人の中に、校長をしたとか、村長をしたとか、教師をしたとか、いろんな面で功績があった人たちの顔写真が結構あるのです。この方です。元の藩主松平容保公は来ていないし、松平容大公は来て、すぐ帰ってしまった。だから、別に載せる必要もないし、ここの下北半島に功績のあった人たちの顔写真ということです。そういうふうな人たちの、この合併した、ただむつ地区だけでなく、大畑地区でも川内地区でも、脇野沢地区でも、この合併した本市全体を考えて、その顔写真をピックアップして、会津藩士でありながら、境遇がこうで、こういうふう生きて、ここで村長をやったのだよとか、さまざまな文言はつけることはできると思いますので、こういうふうなことなのだと思います。市長、この点、下北観光協議会ともう少し密に連絡し合いながら、考えてはいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 趣旨はよくわかりますけれども、例えば沖津醇初代校長だとか、今お話しの津田永佐久翁だとか、そういうふうな方々の画像を直接今度ホームページのほうに張りつけるというふうなことになる、後裔の方、末裔の方々のしっかり了解もとらなければいけないと思います。例えば松平容保公もこっちに來ているわけなのでですけども、そういうふうな方々、歴史上にも教科書でも何でも載っている方々、そういうふうな方々は許可を得て張りつけることはできると思うのですけれども、さまざまな形の中で著作権、肖像権というふうなものも出てくるのではないかと、そういうふうなところもありますので、研究はさせていただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ただいま肖像権なんかの話も出ましたけれども、肖像権というのは、恐らく20年だったのではないかと思いますけれども。亡くなって144年過ぎているわけです。もう肖像権の範囲を超えています。そこら辺を考えて、できればホームページの一隅でも、一角でもいいですので、載せていただきたいなど。そうすれば、そのホームページを開いたときに、ああ、これは私が市長にお願いして載せていただいたものだなというようなことにもなりますので、そこら辺を勘案しながらお願いしておきたいと思います。これが実現するかしないかは、それは市長の判断に委ねます。

これで質問を終わるわけなのですけれども、歴史というのは私たちが生まれる前からずっと連綿と続いてきているわけなのです。ですので、私たちがどこに先祖があるのか、これを調べる取り組みもお伺いしたいなと思いましたがけれども、時間的にも大分過ぎましたので、今回は歴史的な取り組みについておろそかにしないような対応をお願いして終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎目時睦男議員

○議長（山本留義） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） むつ市議会第214回定例会、12名の一般質問通告者の最後の質問者となりました。教育・社民クラブの目時睦男であります。

多くの国民が予想しなかった突如の衆議院解散総選挙が、戦後最大の12の政党が名乗りを上げ、熾烈な戦いを繰り広げている選挙戦も、5日後には審判が下ります。私は、第2次世界大戦で10万人の命を奪った終戦の年の東京大空襲の日に生まれましたが、その年の8月に広島、長崎に原爆が投下されました。この戦争により200万人のとうとい命が奪われ、敗戦となったのであります。しかし、戦後67年間、戦争のない日本を築いてきたのは、現在の憲法があるからだと思うのであります。そして、東日本大震災により、津波と福島第一原子力発電所の事故から1年9カ月がたった現在も、32万5,000人の方々が避難生活を余儀なくされ、ふるさとや自宅に帰れないまま2年目の正月を迎えなければなりません。そのようなことから、今国に期待するのは命を大切に政治を進めてほしいと願うものであります。

それでは、通告順に従い、4項目について一般質問を行います。市長初め理事者におかれまして

は、明快で前向きな誠意ある答弁をご期待申し上げます。

質問の1項目めは、行政運営についてであります。合併から満7年がたちました。この間宮下市長は、杉山前市長の後を継ぎ、むつ市のかじ取り役として合併協定事項の調整実施を初め、むつ市全体の均衡ある発展を市政運営の柱に据え、日々努力を積み重ねていることに、この場をおかりいたしまして、感謝と敬意を申し上げる次第であります。

しかしながら、過疎化、高齢化がどんどん進み、合併時6万7,500名の人口が現在は6万3,200名で、7年間で6.3%減の4,300名減少しております。これを合併から今日までの人口減少率を各地区ごとに見てみますと、むつ地区が3.1%、川内地区が15.7%、大畑地区が13.9%、脇野沢地区が21.5%で、旧むつ市と比較し、旧町村の人口が5倍から7倍減少しており、旧むつ市への人口集中化が進んでいることがうかがわれますし、さらに旧町村の高齢化が進み、このままでは近い将来、旧町村全部が限界集落になるのではないかと心配されるのであります。したがって、そのようなことがないように、行政として何らかの施策を講じていかなければならないことを強く痛感するものであります。旧町村の大畑、川内、脇野沢のいずれの地区も、前にも申し上げましたように、農林漁業の振興発展が地域発展そのものの歴史であります。しかし、バブル崩壊後の第1次産業の衰退が、旧町村地区の経済の衰退につながっていると言っても過言ではありません。

私は、新生むつ市の発展と一体化確立のキーワードは、第1次産業の振興にあるとの思いを強く感じておるものであります。宮下市長は、合併時の故杉山前市長の後を継ぎ、市政執行に当たり、合併当初の累積赤字24億円を赤字解消計画を1年前倒しして平成23年度に赤字解消を図り、財政健

全化に努力をしてきたことを高く評価しております。しかしながら、今後のむつ市が歩むべき道を考えたとき、合併以降今日までの市政を振り返り、検証してみることが必要との思いから、次の3点について伺いをいたします。

1点目は、合併協議での課題解決や、市民の声をどう市政運営に生かし、新生むつ市の発展と一体化をどう図ってきたのかなど、これまで市政を担当しての成果と反省を含めた自己評価と一体化の定着に向けた今後の課題について伺います。

2点目は、下北半島全市町村の合併を目指した合併協議が崩れ、その結果川内、大畑、脇野沢の2町1村が苦渋の判断をしてむつ市との合併の道を選び今日に至っておりますが、今後の市政運営を考えたとき、合併以降の歩んできた道のりを振り返ってみることが必要と思うのであります。そのことの具体化として、合併検証委員会を設置し、市民の声を市政に反映すべきと考え、市長にこのお考えについてお尋ねをするわけであります。

3点目は、合併協議の合意のもと、住民にサービス低下を来さないために旧町村役場に分庁舎を設置し、市民サービスに努めてまいりましたが、行政改革による課の統合、再編に加え、年々職員が減少し、従来のような市民サービスへの対応が難しくなっているのではないだろうかとの危惧しているのであります。現に市民から、このまま推移するならば将来分庁舎が廃止になるのではないかと不安の声も聞かれるのであります。そこで、そのような心配の声を払拭するために、分庁舎の今後の運営をどう図るつもりか、将来展望を含め明らかにしていただきたいのであります。

2項目めは、生活保護について伺います。生活保護は、憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を権利として具体化したものであります。平成7年度の国全体の生活保護受給者88万2,200名が平成20年のリーマンショックを引き金

に、景気悪化や非正規化に伴う収入の落ち込み、失業、高齢者の生活困難など、年金受給者が以前より多くなり、並行して生活保護受給者も多くなっているのです。本年7月現在の生活保護受給者が212万4,700人に増加しております。受給者数の動向は、むつ市も同じ傾向にあり、合併した平成17年度での受給者1,300人が、平成23年度には1,770人で、470人増加しており、保護世帯の状況では、高齢者世帯が約半数であり、年金での生活ができない状況のあらわれであることが明らかであります。

このように、年々生活保護に頼らざるを得ない世帯がふえ、平成19年度2兆6,175億円生活保護費が平成22年度では3兆3,296億円で7,121億円ふえ、社会保障費の負担増になっていることから、国の社会保障と税の一体改革の国民会議の課題となっており、選挙後には具体的論議が進むものと思われる。

最近の報道で、芸能人の家族が生活保護を受けていることが報道され話題になりました。しかしながら、生活保護法は扶養義務者が適正な仕送りをすることを保護適用の前提条件とはしておりません。民法上も強い扶養義務を負うのは夫婦同士と成人前の子供に対する親だけで、成人した親子や兄弟、姉妹は社会的地位にふさわしい生活をしたうえで、なお余裕があれば援助する義務、すなわち生活扶助義務を負うにとどまっているわけであり、家族の一部にお金持ちがいたとしても、その人が扶養しないのはおかしいとは言い切れないのでありますが、生活保護の不正受給を国民に強く印象づける狙いがここにあったのではないかとと思われるわけであり、

確かに生活保護受給者は増加しております。しかし、人口と比較した利用率は昭和26年度2.4%に対し、平成23年度は1.6%で、利用率は下回っており、この数字はドイツ、フランス、イギリス、

スウェーデンなど、先進諸外国よりもかなり低い利用率であります。

そこで、本市の生活保護行政について次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、生活保護の現状と課題についてであります。先ほども申し上げましたように、長引く経済不況が地域経済に重くのしかかり、本市の雇用状況の厳しさや年金生活の困難さが影響し、生活保護世帯が多くなっているのは先ほど申し上げたような状況であります。また、国は社会保障と税の一体改革の中で、1人当たりの生活保護費の引き下げを検討し、来年度予算の概算要求基準にその内容を明記するなど、最後のセーフティーネットに不備が生じるおそれがありますし、市民生活を脅かしかねない状況にあるわけであり、そこで、本市の生活保護行政の現状と課題についてお伺いをいたします。

2点目は、相談体制の充実についてであります。社会福祉法で生活保護を担当するケースワーカーを市部では被保護世帯80世帯に1人、町村部では65世帯に1人を配置することを標準数として定めておりますが、本市のケースワーカーの人数及び運営実態がどのようになっているのか、各庁舎別にお知らせ願います。

3点目は、生活保護法第29条について伺います。厚生労働省が本年5月31日付で公表した文書によりますと、今年12月にも生活保護申請者及び不正受給の疑いのある者に対して初めての金融機関本店などへの一括資産調査に乗り出すことが明らかとなりました。このことについて、国から具体的指導がなされているのか、そして指導があるとするならば、その内容と今後の運営にどう対応するつもりかお伺いいたします。

3項目めは、産業振興についてであります。イカの町大畑の象徴と言える大畑魚市場が老朽化し、鉄骨のさびが海産物に付着するなど、衛生管

理上の問題も生じ、改築が喫緊の課題となっていることから、改築に当たって持続可能な漁業として育成強化を図るため、6次産業化を目指した海の駅としての施設を兼ね備えた魚市場改築を昨年9月のむつ市議会第209回定例会の一般質問で取り上げさせていただきましたが、その際市長から、前向きで意欲的な答弁をいただき、感謝をしているところであります。

その後、本年7月27日に持続可能な水産業の再構築を目指し、漁業者、加工業者、商工会、観光協会、地区内のボランティア団体など各種団体を網羅し、漁業者が定住し、漁業が存続できる漁村形成、6次産業化を通じ、漁業者の所得の向上で水産業の健全な発展と水産物の安定供給確保事業にハード、ソフト両面での国の支援を目指して大畑地区産地協議会を設立し、これまで協議会の実務担当者でのワークショップを実施するなど、魚市場改築を漁業の活性化につなげるべく実現に向け積極的に取り組んでいただいていることに感謝と敬意を申し上げながら、次の3点についてお伺いをいたします。

1つは、この事業を進めるに当たって、国の産地水産業強化支援事業としての採択を考えているようではありますが、事業実行のタイムスケジュールをお示し願います。

2つには、魚市場改築が6次産業化を目指した施設としての検討がなされていると理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

3つには、ワークショップのこれまでの展開と今後の見通しをお知らせ願います。

最後の4項目めの質問は、総合福祉センター「ふれあいかん」の活用についてであります。このことについて私は、これまで2回一般質問で取り上げさせていただきました。そこで、これまでの答弁を要約すれば、建設時の起債償還が本年3月で終了するものの、その他にむつ小川原地域・産業

振興財団から用途制限の助成金を受けていることから、当時の健康福祉課が分庁舎に移転以降、臨時職員を配置して管理運営を行い、本年度はシルバー人材センターに管理委託を行いつつ、昨年から今後の活用要望を各団体から聞き、検討を行ってきたが、施設の有効活用の前提条件としてむつ小川原地域・産業振興財団からの用途制限に対する調整検討を深めなければならないとの答弁であったと理解をしております。

そのようなことから、次の3点についてお伺いをします。

1つは、臨時職員、委託などこれまで施設管理に要した人件費は幾らでしょう。

2つには、むつ小川原地域・産業振興財団からの助成金額と調整検討結果をお知らせ願います。

3つには、施設の今後の活用方法と活用時期をお知らせ願います。

以上、4項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政運営についてのご質問の1点目、合併評価と今後の課題についてお答えいたします。平成17年3月に4市町村が合併し、7年が経過いたしました。この間市全体の均衡ある発展のため、地域の風土、文化、産業などの特性を大切にしつつ、例えば「むつ市のうまいは日本一」を旗印とした各地区の特産物の地産地消、地産他消への取り組みの強化など、産業振興のための施策を初め、市民生活に直結する道路や学校の整備、市民の安全安心に資する消防庁舎建設や消防用車両の更新など、それぞれの地区にも十分意を用いながらの市政を運営してまいりました。さらに、均衡ある発展と表裏の関係にある一体感の醸成のた

め、「まちづくりの主役は市民の皆さん」の基本理念のもと、「希望のまち・むつ市」をつくり上げることを目標とし、市民と行政が一体となったまちづくりを目指し、今年度からその窓口となる市民連携室を設置しました。そこでは、市民の皆さんが行うまちづくりへの補助金制度や、市民政策提案制度を創設し、それらの制度による申請案件や提案の採否の審査も各地区からの市民で構成される市民協働まちづくり会議の委員が行うなど、市民協働・参画のまちづくりに取り組んでいるところであります。

また、赤字体質であった市の財政状況が実質収支で黒字を計上できる状況にまで立て直しことができましたことなども評価されているのではないかと考えております。

今後とも市政情報の適正な公表に努め、市民の皆さんの声に耳を傾け、地域の特色を生かした発展と一体感の定着に向け、市民、行政一体となり、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、合併検証委員会設置についてのご質問であります。合併の検証につきましては、合併協定項目に係る事務の調整において、市民の皆さんの意見を十分に参考にしながら、一元化すべきものは一元化し、一元化することで市民サービスの低下を招くおそれがあるものについては一元化を見送るなど、市民の皆さんにとって最適な方法は何かということを中心に検証しながら調整してまいりました。

また、市民の皆さんのご意見につきましては、合併に関することのみならず、市政一般に関する多岐多様にわたるご意見を、市長への手紙やお届け市長室を初め今年度から実施した市民政策提案制度などさまざまな形で拝聴させていただいております。議員ご指摘のとおり、市民の皆さんの意見を行政へ取り入れるということは、「まちづ

くりの主役は市民の皆さん」という私の基本理念に立ち、行政主導ではなく、市民目線の行政運営を行うためにも大切な部分であると考えておりますことから、市民の皆さんからのご意見、ご要望をデータベースとして一元管理する市民の声データベースシステムを庁内に構築しており、これにより職員間で相互共有することで市民目線の行政運営ができるよう体制を整えたところであります。

今後も合併検証委員会を設立せずとも、合併協定項目を初め、広く市民の皆さんのご意見に真摯に耳を傾け、市政へ反映させるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、分庁舎の役割と展望についてのご質問であります。むつ市議会第212回定例会においても答弁しておりますとおり、分庁舎が果たす役割は住民サービスの低下を招かないように必要な機能の維持向上を図りますとした合併時策定の新市まちづくり計画の理念にいさかも揺るぎがないものであります。

一方、行政のスリム化は、当市に限ったものではなく、全国的かつあらがえない流れであり、今後におきましても必要な効率化、集約化などの改革を図ることは継続していかなければなりませんし、それは最少の経費で最大の効果を追求すべき地方自治体の本来の姿であるとも言えます。

さらに、地方分権の進展に伴う国からの権限移譲などにより、地方自治体の自主性が問われ、責任の度合いがますます増していくとともに、行政事務は複雑かつ専門化しつつあります。それらに対応していくためには、本庁舎と分庁舎の事務分担の調整や全庁的な組織改革に踏み込まざるを得なくなることが十分考えられるものであります。住民サービスの低下を招かないことが全ての前提になるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、生活保護につきましては、担当よりお答えいたします。

次に、産業振興についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、漁業の6次産業化推進について、2点目、大畑町魚市場の改築については、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

大畑町魚市場改築にかかわる事業のタイムスケジュール、検討項目、ワークショップのこれまでの展開と今後の見通しでございますが、議員ご承知のとおり、大畑町魚市場は昭和48年に整備され、以来39年を経過し、機能低下による業務への影響も懸念されている状況にあります。平成22年度には、大畑町漁業協同組合から正式な事業要望があり、その後事業化に向けて具体的な検討を進めてきたところであります。今年度大畑地区の水産業の振興を目的に、大畑地区産地協議会を立ち上げ、これまで協議会では担当者会によるワークショップを含め検討作業を行っております。これまでの検討内容は、魚市場の位置や衛生管理を中心とした機能に関すること、また食と観光との連動を想定した事業等さまざまな意見が出されております。漁業の6次産業化については、これまで市内においては、むつのホタテ加工品、大畑の海峡サーモン、川内の干しナマコ、脇野沢の焼干しなどの事例があり、産業振興に大きく貢献しているところでございますが、魚市場の整備に当たっては、魚介類の販売等についても研究を進めているところでございます。

今年度は、これらの内容の協議や意見集約を進め、来年度は魚市場の位置について漁港整備との調整を図る必要もあることから、青森県と協議のうえ基本計画を策定し、順次計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、基本計画策定の過程においても、行政主導にとどまることなく、生産者、商工会、観光協

会等幅広い方々の意見集約を図りながら、大畑地区における水産業の拠点としてふさわしい魚市場を整備し、産業振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、施設運営についてお答えいたします。総合福祉センター「ふれあいかん」の活用についてのうち、健康福祉グループが大畑庁舎に移転移行の管理費は幾らか、むつ小川原地域・産業振興財団からの助成金額と調整検討結果については担当から答弁いたします。

今後の活用と活用時期についてですが、むつ市議会第211回定例会におきましても同様の質問があり、答弁申し上げております部分と重複いたしますが、「ふれあいかん」の利用につきましては、むつ市社会福祉協議会大畑支所並びに社会福祉法人三恵会延寿園によるデイサービスの業務が通年にわたり実施されております。また、市が実施しております総合健診や乳幼児健診、保健協力員や食生活改善推進員など、各種保健福祉団体の活動の拠点として利用されているところであります。

施設の管理につきましては、平成22年度、平成23年度は臨時職員を配置し、管理を行ってきたところでありますが、平成24年度からは公益社団法人むつ市シルバー人材センターに委託して管理しております。平成22年度から総合福祉センターの利用が減少傾向にあることから、保健福祉団体の代表者の方々にお集まりいただき、利用等の検討を行い、多くの団体から要望のありました土曜日、日曜日及び夜間の利用について、平成24年4月から実施しているところであります。今後につきましても、よりよい利用方法を検討してまいりたいと存じます。

平成24年4月からの館内の利用状況は、健康福祉グループの移転前と変わらず活用されてきておりますので、管理人が配置されている事務室の有効活用を考えているところであります。

また、むつ小川原地域・産業振興財団からの助成金のこともあり、これまでどおり健康増進と福祉の向上を図るための施設として活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） ご質問の2点目、生活保護についてお答えいたします。

要旨の1点目、生活保護の現状と課題についてであります。まず、むつ市の生活保護の現状であります。本年8月末現在の被保護世帯は1,278世帯で、被保護人員は1,763人となっております。また、保護率も29.41パーミル、つまり1,000世帯当たり約29世帯が生活保護を受給しているということになります。

次に、むつ市の生活保護の課題についてであります。最も大きな課題は、全国的な傾向でもあります被保護者世帯全体の約50%を占める高齢者世帯の増加に尽きると思われまます。言うまでもなく高齢者世帯については、稼働能力が低く、その加齢に応じて医療扶助や介護扶助が相乗的にふえる要素を内包しており、保護費全体の増加の一因となっていることは否定できません。当然ながら、一方では稼働年齢層に対する就労支援とインセンティブの強化などについても促進していかねばならないものと考えております。

いずれにいたしましても、生活保護制度の根幹が変わるのか、さらには運用がどのように変わるのか、今後の国の動向については不透明ではありますが、最後のセーフティーネットという側面だけではなく、その内容があくまでも地域の実態に極力即したものとなることを望んでおります。

要旨の2点目、相談体制の充実についてであります。本庁舎においては福祉行政の経験豊かな生活保護面接相談員2名を配置しており、生活保護の相談だけでなく、他法他施策のかかわりなど

多岐にわたり相談及び助言等を行っております。

また、ケースワーカーの配置につきましては、社会福祉法の規定どおり、被保護世帯80に対して1人という適正配置に基づき、現在16名の職員を本庁舎に一元的に配置し、各分庁舎のエリアについても総括的に担当しております。無論各分庁舎にはケースワーカーを配置していないものの、随時連携を密にするとともに、平素から本庁舎と同様の相談や申請ができる体制をとっております。

要旨の3点目、生活保護法第29条についてであります。生活保護法第29条は、実施機関が保護の決定または実施のために要保護者等の資産または収入の状況を銀行等の関係機関に調査、報告を求めるものであり、適正な保護及び程度を決定するに当たり必要不可欠な調査であります。このたび厚生労働省の通知により、12月1日から各金融機関の本店に対しての一括照会が実施されることになりました。これによりこれまで実施機関が複数の各支店に照会していたものが本店等に一括照会することが可能となり、個人情報の保護はもとより、事務負担の軽減につながるるとともに、資産調査が効率的かつ効果的に実施できるものと考えられます。

なお、国からの具体的な指導や指導内容について明らかにされたいということですが、本調査を12月1日より本店等に一括照会するというものであり、単に照会先が変更となった取り扱いであることから、それに伴った具体的な指導等はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（工藤治彦） 目時議員の施設運営についてのご質問の総合福祉センター「ふれあいかん」の活用について、市長答弁に補足してご説明いたします。

この間の管理費用についてであります。市民福祉課健康福祉グループが平成22年3月に大畑庁

舎に移動してからの平成22年度以降現在までのそれぞれの年度についての管理に係る費用と理解いたしました。平成22年度及び平成23年度につきましては、市直営の管理をしており、臨時職員1名を配置し、管理に当たっていたところであります。その費用は、平成22年度は賃金として139万3,836円で、平成23年度は147万8,225円となっております。平成24年度につきましては、管理を公益社団法人むつ市シルバー人材センターに委託しております。147万5,800円の決算見込みであります。

次に、むつ小川原地域・産業振興財団からの助成金額と調整検討結果についてであります。財団からの助成金につきましては、平成9年度1,000万円、平成10年度4,000万円の助成を受けております。財団との調整検討結果であります。用途の変更については建設当初の利用目的である健康増進と福祉の向上の利用も残しているのであれば、これ以外の利用も可能とのことでございましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。再質問させていただきたいと思っております。

先ほど行政運営の部分での一体化に関連してお聞きをするわけですが、先ほどの市長答弁の中で、一定の理解はいたしました。そういう中で、具体的には8月に市民協働まちづくり会議の設置をしているわけですね。それらも含めて一体化で今後も進めていくというふうなことでの理解をしているわけでありまして。

そこでお尋ねをしたいのは、具体的に提案いたしました合併検証委員会であります。一体化に向けて政策調整会議等々、市民協働まちづくり会議やおでかけ市長室なり市民の声を市政に反映するという、こういう部分については、私は以前から理解をしているわけですが、合併以降今日

までの状況の中で、いろんな市民の方々が、特に私は旧町村の方々の声という部分については、これまでの一体化に向けた中での声というのが十分反映しているのかという部分については、必ずしもそうではないなという理解をせざるを得ない、そういうふうに捉えているわけでありまして。そういう中で、旧3市の状況の中で見ますと、青森市、弘前市がこの合併検証委員会を既に立ち上げて、その委員会での議論が進められているわけでありまして。こういう旧3市の他の状況等を含めて、市長はこの検証委員会の部分についてどのように受けとめているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 旧3市のこの動向のほうは、私は存じ上げません。また、他市のことをここで評価云々は、ちょっと差し控えたいと、このように思います。

この合併検証委員会、先ほど目時議員、壇上でも、今自席でもお話でございますけれども、私は旧町村にはそれなりの十分な意を尽くしている行政運営をしているものと、このように思っております。よって、今後も合併検証委員会、これ設立をしなくても、合併協定項目、これを初め、広く市民の皆さんの声を多く聞くと、そして真摯に聞いていくのだと、そういうふうな態度を示すことによって、あえてこの合併検証というふうなことの委員会をつくって、それをまたチェックしていったというふうなことを私は必要性を感じていないところであります。

この合併検討結果もしっかりと出して、内部的でありますけれども、この部分については調整中のもものもありますし、まだ進めていないというふうなところもあります。しかしながら、基本的には全ての前提になるのは住民サービスの低下を招かないというふうなことを、これ基本的に我々は

取り組んでおるつもりであります。この部分において、さまざまなご不満な点があれば、やはりおでかけ市長室、そしてまた町内会の会長さん方とのお話し合い、またこの議場の中、そして市長への手紙とかメールとか、さまざまなそのツールを使っていただいて、その場面場面を使っていただきお話をしていただければ、それらに対しての対応の仕方、それをとっていきたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 先ほど提言をいたしましたように、私としては検証委員会でいろんな議論を積み重ねて今後の市政に反映をしていただきたいと、こういう思いは強く思っているところであります。

それで、やはり声なき声というか、そういう部分についても、私はやっぱり市政を運営していく中では必要だろうと、このように思っているわけです。

そこで、合併以降の大きな課題について、市民からのアンケート調査をまずして集約をしてみるということも今後の市政運営の中では大切だなという思いをするわけではありますが、その点についてのお考えについてお聞きをしたいと思っております。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 合併の事務局を担当しておりますので、私から若干私見も加えながらお話をしておきたいと思っております。

当時合併をするということについては、それぞれ地域の経営ができないということ、せっぱ詰まった状態の中で、主に財政的な面から地域経営をどうするかということ踏まえて合併協議をしてきたというふうなことでございます。そういうことでは、当時若干誤解もあったのかもしれませんが、住民サービスレベルあるいは住民福祉レベル、これの現状維持を何とか図っていくというふうな

ことが大きな課題であったというふうなことでございます。そういうことで、合併協議事項544項目細分化してあるわけでございますけれども、これまで7年間にわたりまして534項目、もう既に98%以上のことが調整されているというふうな状況でもございます。残り10件あるわけでございますけれども、この10件に関しましても、ほとんど住民生活には影響のない、むしろ若干延期したほうが、一元化しないほうが、先ほど市長からの答弁もありましたですけれども、延期したほうが住民にとっては今得であると。例えば下水道の料金等、そういうふうなことがまだ一元化されていないわけですが、そういうふうな形のものは、あるいは、まだできていないというふうなのは、防災行政用無線ですか、これも周波数の統一ということで一元化されていませんけれども、これはそれぞれの地域でも既にあるものでございますので、これは緊急を要するものではないというふうなことがあるわけでございます。そういうふうなことで、その辺のところは若干先送りになっているという部分がありますけれども、そういうふうなものをひっくるめて10件ということでございますので、ほぼ合併協定に基づくものについては全て調整あるいは解決されていると言っても過言ではないのかなというふうに思っているわけでございます。

そして、先ほどアンケートというふうなことがございましたですけれども、もうこれは既に合併して一つの市になっているということでございますので、これはもう旧町村という、そういう意味合いではなくて、全体の市としてのそれぞれの地区というふうなことでございますので、そういうことでは、それぞれの地域がどうのこうのということではなしに、全市的に市民満足度調査というふうな形の調査等は実施しているというふうなことでございまして、今後とも余り各地域に偏った

考え方といえますか、いわゆる旧町村というふうな言い方ではなくて、全市の視野の中で市の経営あるいは地域経営というようなことを考えていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 時間があれですから、次の課題に移らせていただきます。

先ほど壇上で申し上げました。そこでお聞きするのは、合併以降これまでの、合併時、そして今日時点までの各分庁舎の職員の配置について実態をお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 各分庁舎の職員ということでございますけれども、教育課とか水道事業所等も含めまして、平成24年4月現在では川内庁舎は34名、大畑庁舎は32名、脇野沢庁舎は22名となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 先ほど私がお聞きしたのは、合併時点で、例えば大畑庁舎の職員が何人、平成24年度現在では何人、ここをお聞きしたかったのですが、私なりに調査をさせていただきました。そこで見ますと、大畑、脇野沢が53%、要するに半数が減少しています、合併時の職員数が。川内が58%減少している。こういう状況で、私が先ほど申し上げたのは、むつ市全体では定員適正化計画の実績を見ますと18%の減少率です。ここで見ますと、各分庁舎は本庁舎と比較した場合に2.5倍ほど減少しています。こういう状況から危惧されるのは、将来分庁舎はどうなっていくのかなというのが市民からの声としてあるわけでありまして。

そこで、どんずばり聞きます。将来にわたって分庁舎については存続という方向で捉えていいのかどうかお聞きをします。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） この問題については、先ほど市長から答弁がありましたように、あくまでも地域の住民サービスの低下を招かないようにというふうなことで機能の維持向上を図るというふうなことが、これは基本でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、何で合併したのかというふうなところ、その原点がやはり地域経営、地域の存続というふうなことでございますので、その行政のスリム化ということについては、これはどうしてもやっていかなければならない。その最たるものが人件費の削減というふうなことになるわけございまして、ここにつきましても、全庁的な観点から組織改革等を考えざるを得ないあるいは仕事の分担あるいは合理的な執行体制、こういうふうなものは考えていかざるを得ないというふうなことになるわけでございます。そういうことの中で、分庁舎のあり方ということを含めとも逐次考えていかなければならないということには当然なるわけでございます。

ただ、そこに人がいっぱいいるかどうか、あるいは分庁舎があるかないかということが住民にとっていいか悪いかというふうな話ではございませんで、あくまでも原点は住民サービスの低下を招かない、地域住民の福祉、これをきちんとレベルを保つということがもう基本でございますので、あろうがなかろうが、それは別問題であるというふうに考えております。先ほど福祉のほうの話もありましたのですけれども、その分野については本庁に一括して、全地域について面倒見ている、面倒見ていると言っては失礼ですけれども、あまねく仕事をしている。分庁舎であっても、本庁舎と同じようなサービスレベルがキープされているというふうなことがあるわけでございますので、それぞれ一つ一つの仕事についてきちんと丁寧に見ていくというふうなことを今後もやっていかな

ければならないということだろうと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 6 番。

○6 番（目時睦男） 今副市長がおっしゃいました。我がむつ市は、県内で行政面積が一番大きいです。それと、一番遠いところで、この旧むつ市、ここから脇野沢まで。先ほど一般質問の中で佐々木隆徳議員もおっしゃっておりました。特に各地区の状況というのは高齢化がどんどん進んでいる、比して。先ほど市長答弁の中で、市民サービスの低下を来さないというのが前提条件だということ、私はこのことを考えたときに、今副市長がおっしゃっている部分は実態にそぐわないなと思っています。そばに分庁舎があるから、とりわけ高齢者の方々、私自身は今まだ車に乗れますから、本庁舎まで来られます。市民サービスの低下を来さないということは、私は分庁舎が、それは職員が合理的に業務をこなしていくための部分ということについては、行政改革の中で検討していくであります。しかし、そこに庁舎がなくなるという部分については、置かれている状況からしますと、私はますます市民の方々の方が不安を持つ状況が多くなっていくだろうと思っていますが、再度お聞きをします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でもお話ししました、そのことに尽きるわけでございます。副市長もお話をしました。住民サービスの低下を招かないというふうなこと、これが大前提になるわけでございます。そこで全庁的な機能の見直し、そういうふうな形をどうしていくのか、前提があるわけでございます、サービス低下はしないよと。これが合併の本当の基本でございます。おっしゃるとおり、この地から脇野沢庁舎まで行きますと、この雪道になりますと1時間20分かかかるわけでございます。ところが、1時間20分離れている場所

で住民サービスを低下させない、これは何なのかというふうなこと。これは、残す、残さないの話ではないわけでございます。それ以前の問題なのです。サービスを低下させないということ、これが一番の前提になるということ。そうすれば、おのずと理解できるものではないかと、こういうふうになります。

そこで、本庁舎と分庁舎の事務分担の調整、全庁的な組織改革、これも取り組んでいかなければ合併の効果が。つまり合併は最少の経費で最大の効果を出すための事務の効率化、そういうふうな意味で分庁舎のほうの人数が減ったからというふうな、そういうふうな状況でスリムになったわけでございます。その部分においては、声なき声をどうするのかというふうなお話もございましたけれども、私どもはそういう意味では余り旧町村、旧町村というふうな議論ではなくて、市全体と、むつ市全体として、そういうふうな捉え方の中であまねくサービスが行き届くような体制、これはしっかりとっていかなければいけないというふうな趣旨でございます。よろしゅうございますか。

○議長（山本留義） 目時議員、申し合わせの時間がもう来ていますので、まとめていただきたいと思います。6 番。

○6 番（目時睦男） ほかの課題も議論したいわけですが、今議長がおっしゃいましたように、時間でありますからあれですが、今の市長答弁の中で私は、市民サービスの低下を招かないということは、具体的には分庁舎は大丈夫だなという捉え方をさせていただきたいと思いますが、一体化の部分含めて、最後感想であります。漁業の振興の部分について、きょうも一般質問させていただきました。脇野沢のタラの問題、大畑のイカの問題等々含めて、1次産業を振興、発展させていくための施策を具体的に今後も追求をしていただきたい。それと、一体化の部分については、霊池

光弘議員もおっしゃいました。このことも、一つには一体化の一つだろうという捉え方を私なりにしていますから、私は旧町村が云々ということではなくて、今市長がおっしゃいましたように、むつ市全体のということでの捉え方をしているつもりでありますから、そういう点も含めて今後の検討を要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月12日及び13日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明12月12日及び13日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月14日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時22分 散会